

平成24年第8回山江村議会12月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	12月12日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	開 会 提案理由説明 選挙第1号の 選挙
			休 会	議会委員会室	午後1時30分	議案審議
2	12月13日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	一般質問
3	12月14日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	質 疑 討 論 表 決 閉 会

第 1 号

1 2 月 1 2 日 (水)

平成24年第8回山江村議会12月定例会（第1号）

平成24年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 同意第 3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めること
について
- 日程第 4 議案第52号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めること
について
- 日程第 5 議案第53号 山江村ふるさと環境美化条例の制定について
- 日程第 6 議案第54号 山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につ
いて
- 日程第 7 議案第55号 山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例の制
定について
- 日程第 8 議案第56号 川辺川総合土地改良事業組合の解散について
- 日程第 9 議案第57号 川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分につ
いて
- 日程第10 議案第58号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第59号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第2号）
- 日程第12 議案第60号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第
4号）
- 日程第13 議案第61号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
（第3号）
- 日程第14 議案第62号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第
2号）
- 日程第15 議案第63号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予
算（第2号）
- 日程第16 選挙第 1号 山江村選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第17 陳情第 4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増
員を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	西	孝恒	君	2番	谷	口	予志之	君	
3番	中	竹	耕一郎	君	4番	岩	山	正義	君
5番	田	原	龍太郎	君	6番	秋	丸	安弘	君
7番	原	先	利且	君	8番	松	本	佳久	君
9番	山	本	義隆	君	10番	欠	員		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北田愛介君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	横谷	巡	君	教育長	大平	和	明	君
総務課長	高田	良介	君	税務課長	蕨野	昭	憲	君
産業振興課長	豊永	知満	君	健康福祉課長	山口	美	敏	君
建設課長	白川	俊博	君	教育課長	中山	久	男	君
会計管理者	福山	浩	君	農業委員会 事務局長	木下	久	人	君
総務課 企画政策係長	今村	禎志	君					

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成24年第8回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後ほど村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

11月27日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。諸般の報告については、お手元に配付してございます。主なものにつきまして、ご報告を申し上げます。

12月6日には、全員協議会を開催しております。これは、11月20日の災害による災害復旧工事、仮設防護柵設置工事の状況の現地調査でありました。前日までに工事が終わっており、通行可となっております。執行部の素早い対応に感謝したいと思います。また、午後は山江村議会主催による町村議会自治体職員自治セミナーを開催したところです。これからの小規模町村の自治のあり方について村民の方々、役場職員の方々、そして郡内町村議会からも多数おいでいただいて、有意義な勉強会ができたと思っております。

それから、報告文にはございませんが、12月10日、今週の月曜日、私はあさぎり町議会の議会傍聴に行っていました。今回のあさぎり町議会では、議長を除く15人の議員全員が一般質問をされるということで、その内容も健康づくり、防災対策、木質バイオマスについて、農業振興、県立高校再編整備について、産業活性化について、伝統文化の保存と継承について、子どもの体力とスポーツの振興について、空き家対策について、雇用と産業政策について、予算編成のあり方について、青年就農給付金事業について、あさぎり町の第二次総合計画基本構想について、農山村における自然エネルギー資源活用について、消防の広域化について、人材育成についてなどと多岐にわたっており、それぞれ日ごろ議員が活発に活動されていることが伺えたところであります。

最後に、ただいま、第46回衆議院議員総選挙と第22回最高裁判所裁判官国民審査が行われております。12月16日、日曜日が投票日ではありますが、土曜日までは期日前投票もございます。これは日曜日に仕事等の都合で投票へ行けないかもしれない人のための制度で土曜日15日までは、朝8時半から夜8時まで役場内にて期日前投票、正式には期日前投票だそうですが、これができるので、ぜひ村

民各位投票に参加していただきますようお願いいたします。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、常任委員会、特別委員会から報告があれば、ここでお願いしたいと思えます。報告ございませんか。3番、中竹耕一郎議員、広報委員長。

○**広報委員長（中竹耕一郎君）** おはようございます。議会の広報特別委員会のほうから報告させていただきます。議会広報特別委員会では、開かれた議会、村民と議会の身近な架け橋をモットーに、未熟でありますけども広報「まるおか」を定期的に発行しております。最も身近な議会広報も第47号に達しております。発行前には委員会を2回ほど開催をしておりますが、どれだけ村民の方に読まれているかどうかについては、まだまだ検証している段階であります。機会をとらえて、また調査をしてみたいと思っております。最近の動きとして、ケーブルテレビで議会生放送、編集後のニュース放送は既に実施をされ、住民の方には知らされておりますが、時間帯においては見ることのできない方々もおられるということでもあります。何らかの広報手段を通じて考えようということで、去る9月7日に自主研修会を実施をしております。現在は、定例会、臨時会とも議会開催生放送及び2回の再放送を行っておりますが、その他で、オンデマンド方式とかストリーミング方式もあるということで、したがってインターネット放送などの方法は今後十分考えられるということでもあります。当然、若干の経費を伴うわけですが、今後、検討される課題として認識をしているところであります。放送ネタの取材につきましては、ケーブルテレビ局員だけでは多忙を極めているということもありまして、議員あたりも一定のトレーニングさえすれば、ある程度の編集ノウハウも習得できるということでもありますので、できるだけ意欲的に取り組みケーブルテレビ放送に投げ込みを考えたいと考えております。

次に、平成24年度の熊本県町村議会広報研修会が去る11月28日、県下27町村の広報関係者を一同に集めて自治会館で実施をされました。いわゆる広報の果たす役割、読まれる広報のつくり方、広報作成の心構え、一般質問の編集方針などについて熊日新聞の論説、専門員であります越地真一郎氏をコーディネーターにして、ほぼ半日の日程で行われております。議会の広報を見れば議会の様子がわかるとまで言われるぐらいになっているところであります。残念ながらコンクールでは入賞できませんでしたが、相対的な評価付けでは70点の評価付けをいただいているところであります。球磨郡ではあさぎり町さんが特選、それから錦町さんが特別賞を受賞されています。今後も研さんを積み、すばらしい議会広報づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、広報編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに報告はございませんか。

それでは、次に一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。まず、人吉球磨広域行政組合議会の議員、3番議員、中竹耕一郎議員より報告をお願いします。中竹耕一郎議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（中竹耕一郎君） それでは、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。お手元に配付をしてある議事日程表をご覧くださいと思います。

平成24年第4回人吉球磨広域行政組合議会の定例会が11月29日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会をされました。議長が任期満了に伴いまして、欠員をしておりますので、笹山欣悟副議長が議長の職務を行いまして、第15代議長に多良木町から選出をされております瀬崎哲弘議員が議長として指名推薦により議長に就任されました。仮議席指定のあと、今回湯前町の議会が改選をされておりますので、湯前町から組合議員として金子光喜議員、それから黒木喜巳男議員2名の議員が、新しく組合議員として入っておられます。

議事関係ですが、会期につきましては、11月29日を開会、それから11月30日から12月20日までを休会とし、12月21日までとすることに決定しております。

それから、議案につきましては、追加日程第6認定第1号から第8認定第3号ですが、これは特別会計を含む3件の平成23年度の歳入歳出決算の認定であります。これにつきましては、委員会に付託されておりましたので、委員長が報告をし、全員異議なく原案のとおり認定をされております。

次に、日程第9の議案第23号であります。第三次人吉球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の作成につきましては、委員長の報告のとおり、全員異議なく原案のとおり承認をされております。

次に、追加日程10、議案第24、それから25、26。平成24年度の人吉球磨広域行政組合の一般会計、それからふるさと市町村圏特別会計、それから養護老人ホーム特別会計、以上の3件の補正予算につきましては、12月21日に採決をすることとしてこの日は散会をしております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の議員、5番議員、田原龍太郎議員より報告をお願いします。田原龍太郎議員。

○人吉下球磨消防組合議員（田原龍太郎君） おはようございます。報告いたします。

人吉下球磨消防組合議会の定例会が11月30日、午後2時20分から当会場、議

会場において開催されました。お手元の資料をご覧ください。議案第1号、平成23年度人吉下球磨一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第2号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号平成24年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について、以上、認定可決しましたのでご報告いたします。

終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、川辺川総合土地改良事業組合議会の議員、7番議員、原先利且議員より報告をお願いします。原先利且議員。

○川辺川総合土地改良事業組合議員（原先利且君） おはようございます。報告いたします。

平成24年第4回川辺川総合土地改良事業組合議会定例会、会期は平成24年1月26日、1日限りとして開催されました。

日程第4、議案第9号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金の総額の補正（第1号）でございます。補正前の額に3,300万円を追加いたしまして、合計の5,256万円とするものであります。

日程第5、議案第10号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第2号）。平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ3,300万円分を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,105万7,000円とするものであります。日程第6、一般質問に2名の方が登壇されておられます。

以上で、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、一部事務組合議会の報告は終わりました。それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。村長。

○村長（横谷 巡君） 皆様、おはようございます。ごあいさつをする前に総理官邸から緊急情報が入っていますからお知らせいたします。受信が本日9時55分。本文。先ほど北朝鮮の人工衛星と称するミサイルが南方向に発射されました。沖縄上空を通過した模様。情報が入り次第お知らせしますという緊急情報が入りましたのでお知らせしておきます。

本日、平成24年第8回12月議会定例会の召集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中、全員ご出席をいただき、ここに開催できますこと心から感謝を申し上げます。また、議長には発言の機会を与您えいただき、まことにありがとうございます。

11月20日未明に発生しました村道吐合宇那川線の山腹崩壊による村道の災害

復旧につきましては、早急に臨時議会を開催、対応していただき、土砂撤去と安全防護柵の設置を終え、地域住民の通行の確保をいたしたところでございます。今後、山間部の道路を中心にこのような災害が多く発生する恐れがあり、防災、減災への対応をしっかりとしていく必要性を強く感じたところでございます。

それでは、平成24年11月27日の臨時議会以降の行政報告をさせていただきます。

11月27日、県道相良人吉線改良貫通期成会の要望を県にいたしております。相良、山江、人吉、それぞれ村長、議長、本村の場合は建設経済常任副委員長の谷口さん、谷口議員が出席をしていただきました。県議会議員の松田三郎議員、緒方勇二議員、溝口県議会議員、3名の方も同行して要望を行ってまいりました。

29日、広域行政事業組合の定例議会でございます。

30日議会運営委員会を開催してもらっております。同じく30日に人吉下球磨消防組合の定例議会が開催されております。

12月3日、仔牛の品評会、12月期の仔牛の取引価格が40万円を超えたということで大変よかったなと喜んでおるところでございます。

12月4日、5日が管内の主軸事業の要望を関係省庁にいたしてまいりました。平成25年度の予算編成に向けての要望でございます。

6日、企画振興部長が来庁され、県のフードバレー構想への説明がなされたところでございます。6日、先ほど議長からありましたように議会主催による地方自治セミナー、今後の小規模自治体のあり方、何かについて非常に役に立つ、ためになる研修会ございました。

7日、山田小における教育ICT活用研究実践発表会がありました。多くの参加者があり、今年は思考力、表現力を確かなものにするというもとに実践をしていただき、確実に学習結果による学習の向上が見られております。山田小学校が現在どのような位置にあるかという表がありますから、後ほどできれば教育委員会の方から議員の皆様にはその資料を配付していただければと思っております。

それから、9日、尾崎萩大明神の例大祭にお参りさせていただきました。

10日、消防の幹部会。年末警戒明けての出初式等のことについて協議をしていただいたところでございます。

11日、昨日ですけれども国民健康保険事業の会計検査が行われたところであります。同じく11日、夜、球磨一周熊日駅伝大会の山江村選手団の結団式を行いました。一周駅伝大会は16日に開催をいたします。

12月4日公示されました衆議院議員選挙、慌ただしい師走の中での選挙であります。16日の投票まであと4日となってまいりました。今回の選挙は、多くの

政党が離合集散し、それぞれ政策を掲げ、論戦を展開しております。今、我が国は経済、外交、原発、震災復興、身近な税と社会保障、農林商工業、少子化、子育て教育など、その対策を講じることが喫緊の課題となっております。民主党中心の政権続投なるか、自民、公明両党による政権奪還か、はたまた日本維新等の第三局がどれだけ勢力を伸ばすか、日本の行く末を左右する、日本の再建、再生をかけた極めて重要な選挙であります。大都市中心の考え、政策を持つ政党が多い中とりわけ私たち地方、農山村地域の置かれた状況、現状を一番熟知し、その声を反映、実現してくれる政党、候補者の出現を期待しているところであります。

それから、県の県南振興フードバレー構想が固まったということでもあります。今までどういった内容か、漠然としていましたが、県の企画振興部長からの説明があったところであります。基本的な考え方として、1つ目が熊本県の現状と課題、人口減少や少子高齢化など本県を取り巻く環境が厳しさを増す中、県南地域の活性化は本県の最重要課題の一つであり、地域が有するポテンシャルを最大限に活用した戦略が求められるということでございます。2つ目に日本における農林水産業、食の可能性、高度なモノづくり産業の優位性が揺らぎつつある中、農林水産業や食関連産業など新たな成長産業として期待されており、6次産業化や食関連産業の市場規模拡大が予想されているということでございます。3つ目にフードバレー構想の展開。県南地域の豊富な農産物などを生かし、食品、バイオなどの研究開発機能や企業を集積させるフードバレーの形成を推進することにより地域の活性化を目指す。そのために今後の目指すべき姿や取り組みの方向性を示すフードバレー構想を策定し、食関連産業の振興に向けた幅広い取り組みを展開していくというものであります。今後、本村におきましても目指す姿と取り組みの方向性の策定が必要となってまいります。このフードバレー構想の説明資料につきましては、皆様方にも後ほど配付をいたしたいと存じます。

今議会へ提案いたします議案は計13件であります。全議案とも慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本佳久君） これで、村長の行政報告あいさつが終わりました。

ただいまから平成24年第8回山江村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第117条の規定によりまして、3番議員、中竹耕一郎議員、4番議員、岩山正義議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。本件につきましては、11月30日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。4番議員、岩山正義議員。

○議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。それでは報告いたします。

平成24年第8回山江村議会定例会につきまして、去る11月30日、午前9時30分より議会委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議をいたしております。

会期日程につきまして決定しておりますことをご報告申し上げます。本日12日に開会、提案理由の説明後に選挙第1号を行い、午後は議案審議としております。

13日は一般質問で終了後、散会。14日、最終日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということを決定しております。なお、これまで提出のありました陳情書につきましては、お手元に資料を配付しております。

以上、報告終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。日程第2、会期の決定については議会運営委員長報告のとおり、決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） それでは、日程第3、同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて。次の者を山江村固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。住所、山江村大字山田丁2373番地。氏名、蕨野昭憲。生年月日、昭和40年11月13日。就任年月日、平成25年1月1日。提案理由。蕨野昭憲氏を適任者と認め、選任したいので提案するものでございます。このことにつ

きましては、前評価員、木下久人氏の10月1日の人事異動によりまして、新しい評価員をする必要がありましたので、現税務課長の蕨野昭憲氏を適任者と認め、選任、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

-----○-----

日程第4 議案第52号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第52号山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第52号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて。次の者を山江村人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会への意見を求める。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。住所、山江村大字山田甲1509番地の1。氏名、犬童美津子。生年月日、昭和25年5月10日。提案理由。現委員、勝山厚子氏の任期満了に伴い、新たに犬童美津子氏を適任者と認め、推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

現在、人権擁護委員は2名でございます。1名は万江地区の男性の方であります。山田地区より女性の方として、勝山厚子氏に人権擁護委員としてご就任いただいていたわけでありまして、今回本人から任期満了ということで、ご辞退の申し出がございました。従いまして、新たな候補者の推薦に当たっては、山江村男女共同参画推進条例の基本理念を尊重するとともに犬童美津子氏を適任者として認め、推薦いたしたいということであります。任期につきましては、平成25年4月1日より平成28年3月31日までの3年間となります。よろしく申し上げます。

-----○-----

日程第5 議案第53号 山江村ふるさと環境美化条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第53号、山江村ふるさと環境美化条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第53号、山江村ふるさと環境美化条例の制定について。山江村ふるさと環境美化条例を別案のとおり制定するものとする。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。提案理由でございますが、人吉球磨地域の市町村が連携し、環境美化を展開するため条例を制定する必要があるものでございます。

自然環境を守り、次世代に引き継ぐための環境美化条例として、本村には、山江村美しい村づくり条例があります。また、ほかの自治体にも既に同様な条例が制定されており、環境美化の活動が行われ、成果を上げているところであります。しか

し、まだまだごみの不法投棄は、後を絶たない状況に変わりはなく、それは本村内を通過する人など広域にわたる不特定からなる不法行為として発生しているものでございます。球磨地方の多様な自然環境は、共通の財産として守っていく、そして次世代に引き継ぐためには一つの自治体ではなく郡市一体で取り組む方法が効果的であります。球磨郡町村長会では、このような観点からすべてを統一する新たな環境条例の制定を目指す方向性が示されました。このようなことから山江村ふるさと環境美化条例を制定するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。山江村美しい村づくり条例は廃止するというものでございます。

-----○-----

日程第6 議案第54号 山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第54号、山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第54号、山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。山江村新型インフルエンザ等対策本部条例を別案のとおり、制定するものとする。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。提案理由でありますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年、法律第31号が公布されたことに伴い、条例を制定する必要があるので提案するものでございます。

新型インフルエンザの流行規模は、出現したインフルエンザ病原性や感染力により左右されるものであり、現時点でその流行規模を正確に予測することは困難であります。一つの例として推計した被害規模想定によると全国で約3,200万人が患い、死亡者数約64万人に達すると想定されています。また、熊本県では約60万人が患い、1万人弱が死亡するとされています。新型インフルエンザに対する免疫をほとんどの人が持っていないことから新型インフルエンザが全国的に蔓延し、かつこれにかかった場合は、症状の程度が重篤になる恐れがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼす恐れがあることにかんがみ、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたところでございます。この法律に基づき、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から村民の命と健康を守り、村民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため山江村新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものでございます。この新型インフルエンザというのは、ブタとかニワトリから人間に移るという大変恐ろしいと、その抵抗力が人間にないから、これがり患した場合は大変な重大なことになるということから、今回、条例の制定をお願いするものでございます。附則といたしまして、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものでございます。

-----○-----

**日程第7 議案第55号 山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例の制定
について**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第55号、山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第55号、山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例の制定について。山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例を別案のとおり制定するものとする。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。提案理由でございますが、山江村青年・婦人会館の適正な管理運営をするため条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

ご承知のように、黎明館、旧黎明館を青年団、婦人会の拠りどころとして入っております。しかし、黎明館が小規模多機能型の福祉施設と転用をいたしましたので、堂園の企業跡地の事務所を会館として改修を行ってきたところでございます。今回これが完成するにあたり、青年団、婦人会の拠りどころとして会館を設置するにあたり、設置及び管理に関する条例が必要でございますから提案するものでございます。なお、附則は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第8 議案第56号 川辺川総合土地改良事業組合の解散について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第56号、川辺川総合土地改良事業組合の解散についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第56号、川辺川総合土地改良事業組合の解散について。地方自治法第288条の規定により、平成25年3月31日をもって川辺川総合土地改良事業組合を解散する。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。提案理由でございますが、一部事務組合を解散するときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

今日まで長い歴史と経過の中で、新農水省案である既設導水路案において事業の推進を大いに期待し、協議を進めてきたところでございますが、どうしても水利権の不同意がありまして、事実上断念、9月5日の川辺川総合土地改良事業組合の定例議会におきまして、平成25年3月31日をもって組合の解散が決定されたところでございます。本12月定例議会において関係市町村の同文議決を得る必要があるため提案をいたすものでございます。同文議決でございます。

-----○-----

日程第9 議案第57号 川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分について

て

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第57号、川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第57号、川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分について。地方自治法第289条の規定により、川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分を次のとおり、関係市町村の協議の上、定めるものとする。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。

記。

川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分を協議の上、次のとおり定める。

1、山江村に帰属せしめる財産は次のとおりとする。（1）庁舎及び倉庫668.25平方メートル。

2、川辺川総合土地改良事業組合の平成24年度決算に伴う歳入歳出差引残額については関係市町村の負担割合に応じて、関係市町村に帰属するものとする。

人吉市長、田中信孝。錦町長、森本完一。多良木町長、松本照彦、相良村長、徳田正臣、山江村長、横谷巡。あさぎり町長、愛甲一典。

提案理由でございます。一部事務組合を解散する場合の財産処分については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

事業組合が解散するに伴い、その財産を山江村へ無償譲渡するものであります。財産処分については、関係市町村の同文議決を得る必要があるため提案するものでございます。

-----○-----

日程第10 議案第58号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、議案第58号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第58号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）。

平成24年度山江村の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,857万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,881万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。1ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。款、項、補正額についてご説明申し上げます。1 3 国庫支出金1 国庫負担金7 2 7万4, 0 0 0円の追加でございまして、障害福祉サービス費負担金7 2 0万円ほかでございまして、2 国庫補助金2 9 6万7, 0 0 0円の追加でございまして、農林業施設災害復旧費補助金2 9 2万5, 0 0 0円ほかでございまして、1 4 県支出金1 県負担金3 6 7万8, 0 0 0円の追加でございまして、障害者福祉サービス負担金3 6 0万円ほかでございまして、2 県補助金1 6 7万9, 0 0 0円の追加でございまして、特用林産物施設補助金でございまして、1 2 4万1, 0 0 0円ほかでございまして、3 県委託金4 万円の追加でございまして、農地・水保全事務委託金でございまして、1 9 諸収入1 0 雑入8 4 4万9, 0 0 0円の追加でございまして、後期高齢者医療返納金8 4 4万9, 0 0 0円でございます。2 0 村債1 村債5 5 1万4, 0 0 0円の減額でございます。歳入合計。補正前の額3 1億4, 0 2 4万5, 0 0 0円に1, 8 5 7万3, 0 0 0円を追加しまして3 1億5, 8 8 1万8, 0 0 0円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出。款、項、補正額についてご説明申し上げます。1 議会費1 議会費節の流用でございます。2 総務費1 総務管理費8 0万2, 0 0 0円の追加でございまして、ふるさと定住奨励費6 2万円ほかでございまして、3 民生費1 社会福祉費1, 4 6 9万9, 0 0 0円の追加でございまして、社会福祉サービス費1, 4 4 0万円ほかでございまして、2 児童福祉費6 万7, 0 0 0円の追加でございまして、印刷製本費でございます。4 衛生費1 保健衛生費2 2万3, 0 0 0円の追加でございます。職員手当1 5万3, 0 0 0円ほかでございます。5 農林水産業費1 農業費7 0 0万5, 0 0 0円の追加でございまして、川辺川総合土地改良事業組合負担金5 9 3万1, 0 0 0円ほかでございます。2 林業費4 4 3万7, 0 0 0円の追加でございまして、特用林産物施設補助2 4 8万2, 0 0 0円、それから森林整備対策交付金1 2 9万2, 0 0 0円ほかでございます。6 商工費1 商工費2 2万円の追加でございまして、機械借上料2 0万円ほかでございます。7 土木費1 土木管理費3 0万9, 0 0 0円の追加でございまして、職員手当3 0万9, 0 0 0円でございます。9 教育費1 教育総務費、節の流用でございます。2 小学校費4 4万

5,000円の追加でございまして、営繕賃金19万6,000円、備品購入費15万8,000円ほかでございまして、3中学校費27万円の追加でございまして、伝統芸能に伴います棒踊りの消耗品14万5,000円ほかでございまして、4社会教育費33万7,000円の追加でございまして、防犯灯に9万円、それから文化財調査費12万2,000円ほかでございまして、5保健体育費4万2,000円の追加でございまして修繕料でございまして、10災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費497万4,000円の追加でございまして、農業災害復旧費450万円、林業災害復旧費47万4,000円でございまして、12予備費1予備費1,525万7,000円の減額でございまして、歳出合計、補正前の額31億4,024万5,000円に1,857万3,000円を追加しまして31億5,881万8,000円とするものでございまして。

3ページをお願いいたします。「地方債の補正 第2表」。追加でございまして、起債の目的、農業施設災害復旧事業、限度額140万円、起債の方法、普通貸付でございまして、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございまして、変更分につきましては、起債の目的、臨時財政対策債、限度額1億1,000万円、起債の方法、普通貸付。補正後としまして、691万4,000円の減額で、限度額を1億308万6,000円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりでございまして、これにつきましては、臨時財政対策債発行可能額の率の確定によるものでございまして。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第11 議案第59号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第59号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第59号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成24年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月1

2日提出。山江村長、横谷巡。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。歳入の増減はなく、既定の額5億4,347万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款2保険給付費、これは一般保険者高額療養費1,100万円を追加するものでございます。款12予備費1,100万円を減額とするものでございます。歳出合計は補正前の額と同額の5億4,347万2,000円でございます。

終わります。

-----○-----

日程第12 議案第60号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、議案第60号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第60号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）。

平成24年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ419万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,954万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第60号について説明いたします。1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。1分担金及び負担金、補正前の額に57万4,000円を追加し、160万4,000円とするものでございます。主なものは林道災害復旧にかかる水道施設本移設に伴う工事負担金47万4,000円でございます。8諸収入、補正前の額に361万9,000円を追加し、362万1,000円とするものでございます。内容としましては、確定申告

による消費税還付金でございます。歳入合計、1億2,535万6,000円に、補正額419万3,000円を追加し、1億2,954万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出。1総務費、補正前の額に18万6,000円を追加し、695万円とするものでございます。これにつきましては、職員の資格取得にかかる旅費の増額でございます。2簡易水道事業費、補正前の額に63万円を追加し、3,751万8,000円とするものでございます。主な内容は林道災害復旧にかかる水道施設本移設に伴う工事請負費50万円の計上でございます。4公債費、補正前の額から243万5,000円を減額し、7,140万5,000円とするものでございます。内容につきましては、起債本申請にかかる利率確定による利子の減額分でございます。5予備費、補正前の額に581万2,000円を追加し、1,366万7,000円とするものでございます。歳出合計、補正前の額1億2,535万6,000円に補正額419万3,000円を追加し、1億2,954万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第13 議案第61号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第3号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議案第61号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第61号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）。

平成24年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,633万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第61号について説明いたします。1ペー

ジをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。1 分担金及び負担金、補正前の額に30万円を追加し、60万円とするものでございます。内容につきましては、新規加入に伴う負担金の増額でございます。歳入合計、補正前の額1億6,603万4,000円に、補正額30万円を追加し、1億6,633万4,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出。2 農業集落排水事業費、補正前の額に655万円を追加し、5,390万8,000円とするものでございます。内容につきましては、箕原地区に布設します管路工事請負費600万円の計上でございます。4 予備費、補正前の額から625万円を減額し、644万5,000円とするものでございます。歳出合計、補正前の額1億6,603万4,000円に補正額30万円を追加し、1億6,633万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第14 議案第62号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、議案第62号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第62号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）。

平成24年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,114万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。歳入でございます。款9 諸収入、介護保険第3者行為納付金34万5,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額4億9,079万8,000円に34万5,000円を追加し、4億9,114万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款2保険給付費、1介護サービス等諸費、これは地域密着型介護サービス給付費240万円を減額とするものでございます。4高額介護サービス等費、これにつきましては、高額介護サービス等負担金180万円と高額医療合算介護サービス費60万円、合わせて240万円を追加するものでございます。5諸支出金、これにつきましては、国庫支出金と過年度分返還金等1万3,000円を追加するものでございます。款8予備費33万2000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額4億9,079万8,000円に34万5,000円を追加し、4億9,114万3,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第15 議案第63号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)

○議長(松本佳久君) 次に、日程第15、議案第63号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長(横谷 巡君) 議案第63号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)。

平成24年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,224万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月12日提出。山江村長、横谷巡。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長(松本佳久君) 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口美敏君) 議案第63号についてご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。歳入でございます。款3繰入金、保健基盤安定繰入金5万4,000円を追加するものでございます。歳入合計。補正前の額3,219万1,000円に5万4,000円を追加し、3,224万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連

合納付金、これにつきましては、平成24年度後期高齢者医療保健基盤安定負担金の確定によりまして5万5,000円を追加するものでございます。款4予備費1,000円を減額とするものでございます。歳出合計、補正前の額3,219万1,000円に5万4,000円を追加し、3,224万5,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

日程第16 選挙第1号 山江村選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（松本佳久君） 日程第16、選挙第1号、山江村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。この選挙は平成24年12月22日をもって山江村選挙管理委員及び補充員の任期が満了となるため地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、山江村選挙管理委員及び補充員を選挙するものであります。地方自治法第182条第1項及び第2項を朗読いたします。

第182条。選挙管理委員は選挙権を有する者で人格が高潔で政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者のうちから普通地方公共団体の議会において、これを選挙する。2項。議会は前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また同様とする。以下は省略いたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。それでは、指名をします。山江村選挙管理委員には山江村山田丁473番地の1、鏡山和人さん、山江村山田丁2290番地、城子サダ子さん、山江村大字山田丙681番地、西健治さん、山江村大字万江丙71番地、谷川安照さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました鏡山和人さん、城子サダ子さん、西健治さん、谷川安照さん、以上の方が山江村選挙管理委員に当選されました。

次に、山江村選挙管理委員補充員には、第1順位、山江村大字万江甲979番地、中村直人さん、第2順位、山江村大字山田戊172番地、山北やちよさん、第3順位、山江村大字山田甲1591番地、豊永睦夫さん、第4順位、山江村大字山田乙710番地、前村和夫さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました第1順位、中村直人さん、第2順位、山北やちよさん、第3順位、豊永睦夫さん、第4順位、前村和夫さん、以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

-----○-----

日程第17 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題とします。

お手元に配付しております陳情書写しのとおり、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出についての陳情であります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時20分

第 2 号

1 2 月 1 3 日 (木)

平成24年第8回山江村議会12月定例会（第2号）

平成24年12月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 西 孝 恒 君	2番 谷 口 予志之 君
3番 中 竹 耕一郎 君	4番 岩 山 正 義 君
5番 田 原 龍太郎 君	6番 秋 丸 安 弘 君
7番 原 先 利 且 君	8番 松 本 佳 久 君
9番 山 本 義 隆 君	10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	高 田 良 介 君	税 務 課 長	蕨 野 昭 憲 君
産業振興課長	豊 永 知 満 君	健康福祉課長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	中 山 久 男 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会	木 下 久 人 君
総 務 課		事 務 局 長	
企 画 政 策 係 長	今 村 禎 志 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（松本佳久君） 本日は、会期日程、日時第2の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、3名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

山江村議会会議規則第60条を朗読します。第60条一般質問。議員は村の一般事務について質問をすることができますとあります。その一般質問を行います。なお会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、1番議員、西孝恒議員より、1、熊本県総合エネルギー計画に伴う本村の対応について、2、村有施設の自家用電気工作物管理状況について、の通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。西孝恒議員。

西孝恒君の一般質問

○1番（西 孝恒君） おはようございます。1番議員、西です。通告に従いまして、一般質問を行います。どうかよろしくお願い致します。

まず、先月11月に私たちも東北の被災地の研修へ行く機会をいただきまして行ってきました。大震災から1年8カ月が経過していきまして、大分復興が進んでいるようですけれども、まだまだひどい被災地の状況は過酷な実態であることと、そして福島県には行っていませんけれども、原発事故の処理は極めて厄介なものであるようです。原発に頼らないエネルギー源の見直しは、今後避けて通れない課題ではないかと感じました。被災地のことを忘れず、一日も早い復興を願いたいと思います。

それでは、質問の一つは、熊本県総合エネルギー計画に伴う本村の対応についてと、もう一点は村有施設の中で電気事業法による自家用電気工作物の管理状況についての2点だけ質問いたします。

まず、東日本大震災による原発事故を受けて、改めて原子力の恐ろしさや核廃棄物の処理方法がまだ確立されていないなど危険な問題が多く、今後は安全・安心な電力の供給が求められています。そのような中で、熊本県は全国に先駆けて総合エネルギー計画を策定され、「未来型エネルギーのトップランナーを目指して」と題して、11月に県のエネルギー計画シンポジウムが県庁にて開催されましたので、私たちが参加させてもらったところです。その計画は、省エネ化と多様な再生可能エネルギーの活用を合わせて、原油換算で100万キロリットルを賄うという大規模なものでありまして、これからは地方エネルギーの地産地消、そして供給新時代へ向けて県内へも積極的な取り組みを求める提言があつているところです。そこで、既に本村でもその件について対応されていると思いますが、現段階のところ再生可能エネルギーや省エネの取り組みについてお願いします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 平成23年3月の大震災による福島原発の事故によって、大変な被災と、そして、その処理にまだまだ解決に至っていないと、痛ましい原発事故であります。この事故をきっかけにこの原発が安心性と信頼感が一気に失われてしまったということから、今、衆議院選挙、この原発についての対策、政策も大きな各党の柱となって論戦が展開されております。そういったことを踏まえて、熊本県では未来型のエネルギーのトップランナーということを目指すということで、総合計画がつくられましてこの間説明会がありました。私も参加させていただきました。そういったことから国、県の大きなエネルギー展開の流れが大きく今までと状況が変わってまいりましたので、わが村としてもやはり早急にこの安心・安全な地産地消のエコなエネルギー等に取り組むべきということで、先般の議会でエネルギー計画の予算化をお願いしたところでございます。そういったことから、今後、安心・安全な山江村の自然環境に合ったエネルギーをどのように模索、実現していくかということも考えていかなければならないし、そういった村の実情、現状をよく知っていただきたいということから、先般、議員の皆様お集まりいただいて、小野副知事も山江に出向いていただいて、現場と意見交換をしたところでございます。もうこの分野には立ち入っていかないとどうしてもいかないと。錦町の庁舎、相良村の総合体育館、平野部と高台にある施設に試験的に今年度事業で、県の事業で太陽光がされるということにもなっていますし、いよいよこれから本格的に皆様方とよく協議しながら山江型のエネルギー政策を取り組んで行くべきだと考えております。ご質問の内容につきましては、担当の総務課長から説明させていただきます。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。それでは、西議員のご質問について

ご答弁いたします。

今、現在山江中学校に太陽光発電システムを設置しております。今後におきましては、先ほど村長が申しましたが、補助事業等で山江体育館のほうに太陽光発電の導入、それから宇立山という本城の森の近くでございますが、そこをメガソーラーの候補地として計画を検討しております。また、熊本県とNPO法人の合同で小水力発電の普及研究会が立ち上げられておりまして、その研究会に参加し導入に向けた検討を行っております。それから、先ほど村長が申しましたが、11月20日の副知事行政視察時には、木質を使ったバイオ燃焼オイルの燃焼実験、それから御溝川で小水力発電の調査をしたところでもございます。それから、役場庁舎におきましては、照明器具をLEDに切り替えておりまして、10月末現在でございますが、約20万円ほどの光熱水費の削減をみているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 今、村長から、そして総務課長より答弁いただきまして了解しました。照明器具の今LED化だけでもですね、かなりの省エネ化の効果が表れていること、また小水力の導入に向けた検討や木質バイオ燃料オイルの燃焼実験等も進めておられることを了解しました。LEDは消費電力が小さく長寿命ですから取り替えの費用も早く回収できるのではと思います。質問ですが、LED化について役場庁舎は全部終わったのでしょうか、また、ほか改善センターとかほかのところまで進める予定がありましたらお願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 役場庁舎については終わっております。改善センターと、また外灯につきましては、順次更新しております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 了解しました。次に、原発の停止等から、来春には電気料金の本格的な値上げになるようですので、ますます再生可能エネルギーの活用が求められますが、中でも太陽光発電設備の需要は期待されるのではと思います。これは、国や県の助成を初め、電力の買取り制度もありますし、県内の自治体で身近なところでは多良木町、錦町、あさぎり町、球磨村などでも助成があるようですが、本村はそのような助成やそういう施設を活用した太陽光発電設備の新設、または増設の計画はないでしょうか。課長、お願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） お答えいたします。本村におきましては、太陽光発電の助成については実施しておりません。議員ご指摘の4町村で実施しておりまして、今後この4町村の実績、助成の現状を把握しながら、また勘案しながら取り組んでい

きたいと考えております。村有施設の新設、増設の計画についての計画のご質問でございますが、先に述べましたように山江体育館と字立山のメガソーラーを計画しております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 補助制度についてはですね、4町村が今あっておりますが、一応、本村でも4町村と勘案しながらということで了解しました。先ほどありました山江村の体育館の屋根は太陽光の条件がとてもよくてですね、発電効率も高いと思います。昨日の人吉新聞でもありましたが、錦町や相良村でも役場庁舎の屋根、それから体育館の屋根に太陽光パネルをですね、大体1,800万円から2,300万円ぐらいかけて設置されるようでありまして、郡市もこの点進んでいるようだなと思いました。そういうことで、これからは原発に頼らないエネルギーの革新の時代かと思えます。

以上で、エネルギー計画についての質問を終わります。

次に、村有施設の自家用電気工作物管理状況について質問いたします。

村有施設の中で特に6,600ボルトの高圧で受電する学校、役場庁舎や高圧を使用する設備等は、電気事業法では自家用電気工作物とみなされていますが、そのような施設の箇所数や管理状況についてお願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

ただいま村が管理しておりますところは、役場庁舎、小中学校3校、上下水道施設3カ所であります。管理につきましては、役場庁舎と学校は八代市の管理会社、上水道施設につきましては、錦町の管理会社に委託しております。いずれにおきましても2カ月に1回の通常点検と年1回の年次点検を実施しております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 電気は便利で安全なエネルギーですが、使い方を誤ると感電事故や電気火災など重大な事故になる恐れや、特に責任が問われる波及事故などもあります。そのために自主保安体制が義務付けられているわけで、その内容は保安規定の順守や電気主任技術者の専任等となっています。主任技術者は常勤が望ましいのですが、中小規模の施設では、普通、代行業務が多いので本村でも同様であることはわかりました。そして、2カ月に1回の点検と、それから年に1回の年次点検を今やっておられるということでもあります。ただ、八代の管理会社に委託しているということではありますが、役場庁舎も、それから子どもたちのいる学校もかけがえない施設でありまして、設備のトラブルがあってはなりませんし、万一の事態には短時間に、そしてトラブルの範囲を最小限にとどめることが重要ですからそのよ

うな電気事故応動体制が整備されている、そして人吉などですね、近いところに委託されるのが安全・安心を第一に考えた予防対策でもあるかと思います。主任技術者の代行業務は八代からというのは、非常な場合にベストな対策であろうかと考えますが、その点についてお願いします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 役場庁舎とか子どもたちが学ぶ学校施設、非常に高圧の電源を利用すると。そして、その高圧電源は法律的に電気の主任技術者を置くとか、あるいは電検1種、2種、3種、その業種に応じてちゃんとした資格を持っている人がおらないとできないという決まりがあります。しかし、私どものこのような小規模町村におきましては、やはりそれを管理する人を代理で委託会社をお願いして管理をしてもらっているということでございますが、やはり、よく考えますと今は災害、何かあったときにスピード感を持って安心・安全な対策をするということが一番必要なことでございますから、やはり今後は人吉球磨郡管内にこういった、今八代に管理を頼んでおりますが、同じ技術、同じ管理を持っている業者がいたならば、非常に近いということからそのような方向にシフト替えということも検討していく必要があるかなと思っております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 今、村長より答弁をいただきました。お話のように災害とかあった場合に停電事故を起こしたりすることはあるわけです。そして、その間に八代から来なければなりません。停電の場合とか、この電気設備の機中開閉器とか遮断機とかを扱えるのは主任者だけということになっております。それで、どうしても八代から来るのを待たなければならないわけでございます。そういうことで、なるべくスピード感を持った対策をとということで、今、村長から答弁いただき了解しました。また、今異常気象とか台風災害とか、また補修不完全からの事故とかが多発しておるわけでありまして。一応、電気事故はさまざまな原因で発生しますけれども、その原因の究明とか除去に際して間違った対応をされますと、事故はさらに拡大して感電事故、また電気火災事故、さらには近隣の地域を停電させる、いわゆる波及事故になりかねません。今一度、自家用電気工作物の自主保安体制について目を向けていただきますよう意見を述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） 次に3番議員、中竹耕一郎議員より1、行財政改革について、2、総合行政システムについて、の通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。3番議員、中竹ですが、一般質問させていただきます。

昨日、北朝鮮の不意をつくといいますが、ミサイル発射事件がありまして、国際的にも遺憾な出来事として歴史上汚点を残したところでもあります。また一方、先日宮城県沖でも震度5の地震がありまして、津波警報が発令され、あわやというふうな事件を思い起こさせる緊急通報があったわけですが、大した被害がなかったことが何よりでありました。平和で安全な社会に一刻も早く望まれるところでありませう。

さて、今日はですね、今回の一般質問は、山江村が行ってきた、また今でも継続されつつある行財政改革について村長のお考えをお尋ねし、また、そのあと庁内での行政事務システムについて質問させていただきたいと、この2点について質問させていただきたいと思います。時間の制限もありますので、できるだけ簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

早速ですが、第1点目の行財政改革についてであります。質的にはもう古くなるわけですが、平成18年になりましてから行政改革推進法というものが出来まして、具体的に数値目標が設定され、事務に公表され、行政事務の効率化に向けてさまざまな行財政改革がなされてきているわけでもあります。国のほうでは、行政刷新会議というふうな言葉が使われておるようではありますが、山江村でも昭和61年ぐらいから第一次、第二次、第三次、第四次と矢継ぎ早に行革の歩みがあったわけがあります。簡素で効率的な行政の確立を目指し、身の丈に合った行政を実現するべく数値目標を設定して集中改革プランを実施してきたわけでもあります。具体的にはさまざまな事業の見直し、職員の定員の適正化、補助金の交付団体への交付金の見直し、ケーブルテレビ関係の情報化ですね。さまざまあっているわけですが、今日は3点について、時間も支障がありますので、3点だけお尋ねしたいと思います。平成23年度の事務報告の中の第8ページに行財政改革についてこう書いてあります。行政改革の推進については、これまで集中改革プランにより年次計画で推進をしてきた。今後は定員管理、給与適正化など事業の見直しなどに取り組んでいながら将来を見据えた財政運営を図っていく必要があると。このようなことは、行政関係でこの事務報告の中に書いてあります。それから、人事関係につきましてもですね、人事面を取り巻く環境は急激に変化をしていると。今後は適正な人員配置、それから人材育成など努力をしていかなければならないというようなことが事務報告で、23年度の事務報告で報告されています。今日はですね、その中で、ま

ず、事務事業の見直し。例えば、保育所の民営化等もありましたけども、村内の団体の補助金交付の適正化あたりですね、どのように進めて来られたのか。それから、先ほど申し上げました職員の定員の管理の適正化についてどのように進められているのか。数値目標では、一応、平成22年度まで55人体制というようなことで目標は上げてありましたが、その辺はどのように進めて来られたのか。それからもう一点はですね、歳出の見直しと。特に経費節減取り組みがどのように特徴的に歳出の見直しがあったのか、その辺だけ、一応、経過をお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 行財政改革につきましては、中竹議員がご指摘のとおりの流れで、それぞれの自治体で行ってきたところであります。内容につきましては、総括的には総務課長、保育園民営化等については担当課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、ただいま中竹議員のお質問にお答えいたします。

まず、最初、事務事業の見直しについてでございますが、保育所の民営化でございますが、議員ご指摘のとおり、平成17年1月に公立保育所民営化検討委員会を立ち上げまして、検討委員会、保護者説明会、それから検討の協議を行いまして、平成19年12月19日に財産の無償貸付けの議会の議決を得ております。貸付期間につきましては、土地は平成20年4月1日から平成30年3月31日までの30年間。建物につきましては、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間となっております。村内団体補助金の適正化につきましてでございますが、平成18年度当初予算編成時に10%削減を行い、現在に至っております。定員の管理の適正化でございますが、議員ご指摘のとおり、国が示しました地方公共団体の行革の推進でございますけど、平成17年度に59名の職員がおります。団塊の世代の退職を考慮しながら5年間で55名までの削減を掲げております。ちなみに平成18年度が59名、平成19年度が60名、平成20年度が59名、平成21年度が58名、平成22年度が59名、平成23年度が56名、平成24年度が59名の職員体制でございますが、特に平成22年度からはケーブルテレビ事業の開始によりまして職員の増がござっております。

それから、経費の節減の取り組みでございますが、今年からでございますけど、税務徴収員を1名増加しますと共に県、人吉、相良村、五木村、山江村と併任徴収行い、税の徴収率の増加に努めております。歳出の見直しでございますが、村長公用車の小型化、交際費の削減、人材派遣職員を非常勤職員、臨時職員として直接雇

用。職員旅費の見直し、管理職手当の削減、先ほど申しました庁舎のLEDに交換しまして光熱費の削減等を行いました。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、保育所の民営化についての報告を申し上げたいと思います。

国の三位一体の改革によりまして、平成16年度から公立保育所に対しまして、特定財源として交付されていまして保育所運営国庫負担金を一般財源化するというような改革方針が打ち出され、これにより地方交付税と国庫負担金の保育所運営費は大幅な減額が予想され、村の財政負担は大変厳しい状況になるというような背景の中で、先ほど議員のほう申されました集中改革プランの中で保育所の民営化が打ち出されたところでございます。そのような中で平成20年4月1日から章鹿倉保育園、万江保育園が民営化されたところでございます。当時の、これは平成18年でございますけれども、章鹿倉保育園の保育所の人員が94名、それから万江保育所の人員が11名でございました。現在、これは平成23年の2月の人員でございますけれども103名に増えております、章鹿倉保育園のほうですね。それから万江保育所のほうが21名というようなことで増加をいたしているところでございます。それから学童保育所についてもですね、当時、平成18年14人でございました人員が98人と増加をいたしております。当時の資料を見ますと章鹿倉保育園の1人当たりの負担額が55万9,000円、それから万江保育所の1人当たりの負担額が68万2,000円となっているところでございます。平成24年度ですね、これはすべて民営化となっておりますけれども、村内、村外保育所に入所されています園児1人あたりの負担額が34万4,000円程度というふうなことで、このことから非常に行政改革の効果が出ているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今、担当課長からいろいろご説明をいただきました。大変努力をされて経費の節減等に当たって来ていただいているふうに考えました。特に保育所等につきましても考え方もいろいろあるかと思うんですが、どうしても財源が厳しいとこうならざるを得ないわけですね、非常に努力をされているということは認めたいと思います。定員の管理につきまして、なかなか業務上、目標が55であってもですね、そこまでいかないということもやむを得ないところでというふうに考えております。この行財政改革そのものは、やっぱり財政難に端を発した三位一体改革の影響で地方交付税が削減されまして、強制、組織の変更とかいろいろ半ば強制的にせざるを得なかった面もあるかと思っております。いわゆる事業仕分けみたいな

ものが、行革の最たるものとして扱われてきたわけであります。その結果、いろいろな弊害も出てきているというふうには私は思っております。特に業務がですね、極端に偏ったり、人材面ではやはり派遣が出てきたり、雇用の摩擦が出てきたことも事実だというふうに思います。あまりにもですね、スリム化、効率性を求めすぎ、それから無駄排除してきて、急いでしてきたばかりにですね、冷静にやり方をついつい忘れてしまったんじゃないかなというふうな、ある種の反省もしているわけですが、最近、特に全国的な流れではですね、地方分権一括法が施行されると同時に市町村の合併が始まりました。それが終わりました、今回は、いわゆる将来に向けて、都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体で自立のための権限を与えようとする道州制論議も出てきております。また、今ちょうど県議会も開催されておりますが、県ではですね、来年度から広域的な取り組みの中で総合的、専門的かつ効率的な県民サービス業務を行うために県内を、北、それから中央、南、天草の四つに分けてですね、広域本部を設置する条例案が提案をされておるようであります。詳しいことは今から出てくることでしょうけれども。そこで、総括的にお尋ねしたいのは、法的に行革についての義務付けはなくなっておりますが、どうしても行政を運営していく上では、やっぱり必要なことではないかなというふうに思っております。国、県の動きも少しずつ変わっておりますので、いくら地方に権限を持たされても、その権限を行使する財源がないわけですね。働く場所がない、働く年齢層の人が少なくなる、経済がうまく回らない、人口が減る。また一方、社会保障費のほうは増大すると、こういう厳しい現実があることは皆さんよくご存じだと思います。そのような動きの中で、今までの行政改革の成果、今、いろいろ中身について話をさせていただきましたが、その結果、出てきた課題などをありましたら国、県の動きに合わせてですね、総合的な観点からどのように今後進めていかれるのか、村長が今考えておられることを主旨を伺いたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 小泉内閣の三位一体改革、これによって財政効率、機構改革、またいろいろな事業仕分け等が出てきまして、非常に一方では行財政改革を進める、しかし、これを全国一律に自治体に求めたということで、果たして大きな自治体、私どものような農山村自治体における改革が本当に適応していたのかということをしたときに今後のことをも踏まえて、よく検証と見極めをする必要があるなと思っております。ご指摘のとおり、やはりさまざまな業務を行っていく中で、無理をした面、よかった面もあるわけですが、例えば、行財政改革補助金とか見直したときに、その団体、グループ等が自立して主体性が芽生えてきたということは一理ありますけれども、ただ、例えば職場でいいますと、あまりの経費の抑制に走

ってしまって、業務のほうに部分的にしわ寄せがきたということも否めない事実であります。私は山江村の職員数は、決して多くないと。59名でスタートし、23年度56名まで落としました。しかし、ケーブルテレビセンターができましたので2名配置していますし、やはりお年寄りから子どもまでに多種・多様なニーズがあるということで、やはり、それにしっかりと対応をしていかなければならない。これは、男女共同参画推進の中で、決して差別的な発言じゃございませんけれども、うちの職員はご承知のように、職員さんが半分ぐらいが女性職員でございます。その方が専門職の方、事務職おられて、結婚、出産、育児休暇等長期取られたときにその分の穴埋めはやはり職員ではないと臨職、嘱託ではどうも責任が持てないということから一時的な非常に仕事を担当課で無理をして分けたり、兼務してもらったりという面がありますから、どうしてもやはり必要な職員ということで、一気に55名にもっていこうということも考え、56名にはしましたけれども、本当に無理な面がございます。それと、やはりそういったことをあまり進めていくと現場に混乱をもたらしますから山江村の全体的な事業、いろんな業種ありますけれども事業を行っていく中で、全体的な優先順位、優先事項、総合的な計画の中でどこのところに重点的に目を置いて、それを推進していくかというような明確なビジョン、それから計画性、コスト意識があれば、十分財政的には安定して継続していかれるのではなかろうかなと、維持していけるのではなかろうかなと思っています。私は、この中竹議員の質疑があったように行財政改革はいい面も確かありますけれども、少しいろんな分野での見直し、人員削減ありきの行革だったのではないのかなということで私は慎重な姿勢も必要ではなかったかなと、今、反省をしているところでもございます。そういった中から、いよいよこれから子どもからお年寄りまでの社会保障費、これは守りでございますから、相当うちの予算でも一番膨大な経費があります。人々が安心して暮らしていくためには、医療、介護、子育て、しっかりと守りの部分の予算をつけ、一方では農林業、商工業等の発展、住民生活を支えるインフラ、公共工事等もある程度しないと活力が出ない。そういった投資的なところもバランスを見ながら限られた財源、身の丈に合った村の財政の中でしっかりと方向性を見て、総合的な行革のあり方、もう一度検証して、しっかりと今後そのような方向で進めてまいりたいと思っていますのでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 第一次から第四次までずっと行革の流れがあるわけですが、それに伴って行革進めてこられた、その課題もありますし、また成果ももちろんあるわけですが、もう一度その辺もよく、先ほど答弁いただきましたが、検証しながらですね、進むべき道が見つかると思いますので、ぜひそのように進めて、即効性

を持たせていただきたいというふうに思います。

それから、第2点目であります。先ほど来、行財政改革の中ですね、さまざまな分野で経費の節減に努めてこられたということですが、経費の節減という観点からですね、今回、総合行政システムの入替えを計画されているということですが、まず、本村で現在、電算を処理されている業務はそれぞれのどのような業務で何種類ぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。そして、またその中で、どうしても不具合で電算処理できない業務もあるかと思いますが、その業務があれば、また教えていただきたいと思います。まず、お願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、電算システムについてのご質問でございますのでお答えいたします。

現在、受けております業種につきましては、32種類となっております。不具合等々のことでございますけど、電算システムの運営の中では、何らかしかなの不具合が発生することも少なくはありません。しかし、随時、現行の会社との技術者、サービス担当者と連絡を取りながら処理しておりますので、今現在のところの不具合はどの業務もありません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 32種類の業務を電算で処理されているということですが、もちろん、この電算システムの入替えについて、それなりの用意周到な計画がなされているとは思いますが、まず基本的に経費の節減、そのようなものも観点にあったかと思いますが、行財政改革の効果が当然期待できると判断されたからこそ、この電算事務の入替えを計画されたと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、お答えいたします。現在の会社とは平成8年4月に最初の導入を行っておりまして、既に17年を経過しております。それから初期導入時には、他社に比べまして安価なシステム提供がなされておりました。契約を更新しますごとに金額が下がることなく現在に至っております。ご承知のとおり、基幹系システムの入替えに伴う経費は大変高額となりますので、他社への切り替えを念頭におきながら、現在会社への金額の交渉を行い、契約更新をしてまいりました。しかしながら、契約の更新ごとに提示されます見積額は下がることがありませんでした。今回現行システムの会社との機器リース満了平成24年9月に合わせまして電算システムの再構築に着手した次第であります。加えまして、システムを改修する中で必ず発生します費用の中に、法律の改正に伴います改修費用が挙

げられますが、この改修費用の面につきましても、現在の会社と新しい会社に比べましたところ、金額が開きがあることも一つの理由であります。契約期間内に改修が何度行われるかによりまして変わってまいります。改修回数数がふえるほど全体的な経費が削減につながると思われます。また、今回新しくなります提供会社につきましては、パッケージシステムをベースとしてしたシステムを提供を行っておりますので、球磨郡内9町村のうち、山江村と錦町を除く7つの町村が既に運営しています。同じパッケージシステムを複数の団体で利用することによりまして、法改正等によりまして開発費を利用している自治体で割勘ていいですか、することになりますので、よりよく開発費が安く済みます。近年ではあさぎり町におきまして、本村と同様のシステム移行がなされております。将来的な観点からも球磨郡の町村が連携して、システムを一本化することにより、さらに経費を抑えることができると考えております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今、答弁の中で球磨郡近隣町村が多いからそのようにしたほうが割勘勘定で安くなるというような、そのような考えもあるようではありますが、具体的にですね、業務を移行するに当たって庁内ではどのような検討会がなされたのか。そして、またその移行するにはどれぐらいの期間がかかるのか。そして、また経費は大体どれぐらいかかるのかですね、基本的には誰が移行事務を行うのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 職員による検討会を4回、それから課長会議によりまして検討会を5回ほど行っております。特にこの移行の流れでございますけど、現在、提供しております会社と新規に変わる会社との契約は、全体の流れを通しまして、今年、たぶん来年の2月ごろになるかと思っております。同じく同時進行で現在の会社から提供を受けましたデータの取り組み作業を来年3月ごろから移行しましたデータとのチェック作業が入りまして、さらにエラーデータ等の修正等を行いながら、順次確認作業を行い、来年7月ごろにはそれぞれの業務担当者ごとにシステム使用にかかわる研修会等を行いまして、来年8月に本番稼働の最終チェックを行います。窓口業務の、特に証明書や納付書の発行にかかわります業務でございますが、そのリハーサルを行い、本格稼働直前に実際にお客さんが来られた場合を想定しまして、発行手続きを行います。本稼働の予定日でございますが、現在のところ、来年の平成25年9月9日、月曜日を予定しております。ほとんどの業務につきましては、平成25年9月に稼働いたしますが、唯一財務会計だけは決算統計がありますので、平成25年4月に稼働させる必要があります。財務会計につきましては、他の

業務より先行して移行作業を進めます。経費の面でございますけど、当初の見込みでデータ以降に係ります費用2,900万円、新規導入の経緯を含めた平成25年度の契約額は新しい会社との契約で年額2,800万円程度になるかと思えます。この金額につきましても不要なシステムの解除、これまでにないシステムの導入により金額が前後する予定でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 電算処理業務につきましては、行政事務執行上データの蓄積とか、それから運用、かなりの部分ですね、毎年経常経費として相当多額な経費がかかっているわけですね。電算業者を入れ替えるとなれば各種データの移行経費、先ほど2,900万円ですか、そのような話もありましたけども、経常経費とは別にですね、これが、2,900万円が別にかかってくるわけですね、もちろん、これは予算的には当初でもう認められておるわけでありましたが、電算業者と委託契約をする場合、当然見積り書等を徴取してされるわけですが、その比較検討をされた結果をお尋ねしたいと思います。金額について。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） この経過については、担当業務をいたしました今村係長をここに同席させておりますのでお答えさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 今村係長。

○総務課企画政策係長（今村禎志君） それでは、お答えさせていただきます。先ほど中竹議員の質問にありました金額の比較というところでございますけれども、現行のシステムベンダー、これがベンダーという呼び方をしますけれどもシステム会社のことでございます。現行のベンダーと、それから今回新規で変えさせていただきます新規のベンダーさん、こちらのほうの見積りを徴取いたしましたところ、こちらの見積りの内容としましてはですね、移行にかかわる費用を含めまして5年間の経費、5年間で契約をした場合の経費ということで見積りを取っております。現行の業者さんの場合、1億3,000万円。それから新規のベンダーさんの場合は、新規導入にかかわる費用等も入ってまいりますので1億4,000万円。大まかではございますが、以上の金額でございます。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） そうですね、今、お尋ねしましたのでは、現行が1億3,000万円、入れ替えを計画されているところが1億4,000万円と。既に1,000万円も差が開いているわけですね。これは経費の節減という観点からいけばですね、逆じゃないかなというふうに思うんですが、そりゃ、それでいいです。また、あとで聞きたいと思いますが、これが、いわゆるデータはひかりを通じてその委託

会社においてあるわけですかね、クラウド型というのですか、要するに、そういうシステムですか、データは。

○議長（松本佳久君） 今村係長。

○総務課企画政策係長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。済みません、先ほどの補足から先にさせていただきたいと思いますが。おっしゃいましたとおり、1億3,000万円、1億4,000万円の間には、1,000万円程度の差がございます。こちらにつきましては、初期導入にかかわる費用が、新しいほうのベンダーさんのほうには含まれておりまして、こちらが5年間の契約だと先ほど申しましたけれども、5年間で2,000万円程度が初期導入費用としてかかっております。ですので、5年後、こちらはまた新しいベンダーさんを継続して契約行う場合には、この2,000万円の初期導入費用がさらにその額から削減されますので金額的には逆転してまいります。それから、先ほどおっしゃいましたクラウドにつきましては、現在は現行のベンダーさんにつきましては、庁内の中にサーバーを置きまして、そちらのサーバーから役場のデータを管理しております。庁内に頭脳と申しますか、保管する場所があるということでございますが、新規のベンダーさんにつきましては、自社のほうに独自のサーバーセンターをもっていらっしゃいます。そちらのほうと通信回線を結びまして、そこからデータを引っ張って作業を進めるという形でございます。こちらにつきましては、先ほどから話にも出ておりました災害等の対応も考えたときに安全なところに役場のデータを保管したいというところでサーバーセンターの今回クラウド型のシステムの導入を進めているところでございます。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） クラウド型であれば、もし災害等の断線とかあれば、そこでデータが途切れてしまいますよね。その辺の対応は大丈夫なんですか。情報が漏れて出て行くとか、そういうことは考えられませんか。

○議長（松本佳久君） 今村係長。

○総務課企画政策係長（今村禎志君） それでは、お答えさせていただきます。ただいま質問にございましたとおり、確かに回線を利用いたしますので、遮断される恐れはないかというのは、もちろん、それはこちらのほうでも考えたところでございます。ですが、現在、今回新規に導入する企業の回線につきましては、例えば、電線が遮断されて電話回線等が不通になった場合でも、最も優先的に電力会社のほうが復旧を進める回線を利用しております。ですので、万一断線があった場合でも速やかに復旧をされる見通しでございます。これが万一ですね、災害にあった場合に（自庁）型でございますとデータのベース、元自体がなくなってしまうので、

災害等で断線があった場合、しばらくは不通になってしまいますけれども、全くなくなってしまふことを考えますとこちらのほうが有利なのではないかと、今のところでは考えております。それからセキュリティの面につきましてでございますが、こちら専用のサーバーセンターを管理、運用されておりました、こちらにはもちろんウイルス対策用のソフトもきちんと入っております。そして、そこでウイルスのチェックを行うなどしておりますが、こちらのサーバーセンターのほうも事前に、そのとき済みません、私担当ではございませんでしたので、別の者が行っておりますけれどもサーバーセンターの管理、運営状況等も確認をいたしましてきちんと管理されていることを確認してきております。また、データ移行が進みまして、きちんと稼働前には、さらに確認のためにもう一度現地のほうを見て運用体制を確認していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 専用のサーバーが設けられるということではありますが、村内の、この電算で処理する業務については、村内の、この役場内に置いたサーバーのほうは私は適当、安全な、災害の面から見ればですね、安全かなという気がするんですけども、その辺は、いろんな企業間の話もあるかと思いますが。この、今進めようとしてされているこの電算システム業務ですね、これは交付税措置があるんでしょうか。もし、あるとすれば、基準財政需要額にどれだけ入ってくるのかですね、これを教えてください。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 交付税措置はありません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 先ほど、この入れ替えを計画された一つにですね、球磨郡内、大変多くその業者と契約をされておるということでありますが、広域的にこういうデータを連携して使うということは、まずあり得ないわけですね。広域的に使うから非常に得策だというデータがほとんどないんじゃないかと、それぞれ各市町村のデータがあるわけですので、これを広域的に使うということはまずないというふうに思います。ですから、たくさんやっているから非常にあとが効率がいいという見方はちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。それから、このデータを移行することになれば、それぞれの各企業によって、データ形式が違うわけですので、それぞれ、先ほど話がありましたように修正業務が必要になってくるわけですね。その業務を行うのにやっぱりもちろん業者さんもされるわけですが、職員も相当な時間を使って、もちろんやらなければなりません、業務内に移行業務でなかなか今までのデータをですね、ふえておりますから移行するの大変だろう

と思います。ですから、残業も恐らく出てくるというふうに思うわけですが、その辺の負担もありますし、また住民もですね、こういうふうにデータの様式が変わってきますとさまざま納付書等も様式が変わってくると思いますので、そこで非常に戸惑いが出てくるのではないかなと思うわけですね。そういうことを考えますと、どうも財政的な面から見てもそうなんです、果たして、替えることが妥当かどうか、もういっぺんお尋ねしたいと思いますが。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 村の振興、将来を見据えた対策が何よりも必要であります。平成7年に日立、会社言いますけれども、今、日立です。入れました、大手であります。17年間ありがとうございました。私も中竹議員も職員でございました。大元の当初の契約、最初は安い。ところがゼネコンというのは、いっぱい福祉から介護から総務からいろんな分野にソフトがありまして、これが数千万円かかります。これを前村長時代から「安くしてくれ、安くしてくれ」というけれども、いっぺん入ったならば期間が長いからなかなかまけてくれません。職員にもヒヤリングしたときにもう対比性がないわけですよ、よかったんならば断トツで今のシステムに賛成するでしょう。そういった意見が多ければ、当然使い慣れた、事務的にもスムーズにいきますからいいわけですが。将来のことを考えたシステム、この経費が将来的には大分と効果が出てきます。そして、要は広域連携、あさぎり町も日立でございましたけれども山江と一緒に今度は替えます。なぜ替えるのか、これはそれぞれ担当分野が小さな自治体では、議員研修、議員さんが主催していただきました小規模自治体のあり方でわかるように今後は本当厳しくなっています。そういうときに広域連携で相良も球磨村も五木もあさぎりも多良木も、錦はですね、NEC持っていますからあそこだけはNECの関係のほうにしていっていますけれども、球磨郡はすべてこの新しい委託先に替えてまいります。そうすることによって、職員も同じ仕事ですから非常に事務的にわかりやすい、効率も上がる、連絡もしやすい、そして万一お金がかかってシステムを替えるときには8町村で協力して割勘すると極端に安い。1つの業者に決めておけば1対1ですから、なかなかいっぺん5年と決めると、10年と決めるとまけてくれない。そういったジレンマがあったものですから総合的に何回となく若手中堅課長さんたちに意見を聞いた上で総合的に判断し、これ必ず1、2年では少し無理かもしれませんが、必ず将来的には相当の額が、経費削減が見込まれるということが1つ。そして、将来的な視野に立って、やはり広域的なことも必ず必要。そして、広域的で手を組み、経費を削減することによって私どもの山江村の負担が少なくなるというようなことを総合的に判断してこのようなシステムのほうに移行したがいいと思って判断したと

ころです。職員はプロですから、今の子どもたちもすごいですよ。山田小学校のICT教育、もう職員も若手ですから、当然切り替わったといって事務ができないということはできませんから、すぐ順応すると思います。そして、一番大切なことは村民の皆様の納税、使用料、負担金等に少し変わりますから、このところをいかに親切丁寧に説明し、支障がないようにしていくかということもございますから、システム移行に当たっては、準備をしながらしっかりと研修研さんをしながら対応をしてみたいと思っています。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） いろいろのお答えをいただきましたが、ではですね、もう1回確認をしたいと思いますが、先ほど今村係長のほうから金額的な話がありましたけども、1億3,000万円と1億4,000万円の違いだという、その業者あるわけですが、私は手元に知っております中では、具体的金額を教えてくださいなんですが、今まで委託をされていた会社については、最終的に幾らなのか、5年間も含めてですね。それから、新しく委託をしようとしているところについての5年間の委託料、それから、それに伴いますデータの移行料、合わせて幾らなのか、もういっぺん最終的に確認をしたいと思いますのでわかりますか。

○議長（松本佳久君） 今村係長。大丈夫ですか。はい、村長。

○村長（横谷 巡君） 済みません、金額については後ほど調べてから報告させていただきます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 時間かかりますか。かかればちょっと休憩いただいてもいいですかね。

○議長（松本佳久君） ここで暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） それでは、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。なお、中竹議員の残りの時間は10分となっておりますが、先ほど答弁に戸惑いましたのでロスタイムを加え12分といたします。今村係長。

○総務課企画政策係長（今村禎志君） 先ほどは大変失礼いたしました。では、先

ほどの金額につきましてご説明をさせていただきます。先ほど私のほうからまずもって申しあげました金額につきましては、5年間の運用の経費、そのほかが一部入っていない部分ございましたので、すべてのトータルの金額をお知らせしたいと思っております。それでは、現行のシステム会社さんにつきましては、この5年間の経費をトータル、すべての経費を入れまして1億6,316万6,220円。これが現在のところでの見積りと周辺の必要経費等含めた額でございます。続きまして、新規のベンダーさんの金額につきましては、同様にすべての経費を合算いたしまして1億7,140万2,000円となっております。こちらの後者のほうで申しあげました金額につきましては、先ほどから質問にあっておりますデータの移行費用、当初申しあげました2,900万円を含んだ段階での金額でございますので、運用という面でおきますとこの2,900万円をこの5年間の中からですね、合算額は引いた額が実際の5年で割ったところの年数の金額というふうになってまいります。ですので、運用をしていく中で、5年間で初期導入経費を分散して支払いますけれども5年を経過した後は、先ほど申しあげました金額が不要となってまいりますので、こちらについても経費の削減がなされるところでございます。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） じゃ、現行の場合には1億6,316万円ですか、新しいところについては1億7,140万2,000円ですか、これには2,900万円の移行経費が含まれているということで5年分については安くできるというふうな見解ですよね。そこまでですね、もちろんその今教えていただきました金額ならば、そんなに差はないんじゃないかなというふうに思うわけですね。今さらここで2,900万円も投資して、する必要があったのか、もちろん先ほど村長が答えられたように同じ系列であれば、非常に広域的にも使いやすい、割り安くできるだろうと予想はされているとは思いますが、その辺は、どういうふうに進めたほうがいいのかということでも私も思うんですが、データを入れ替えるとなると相当な時間のロスもありますし、もちろん先ほど言いましたように2,900万円の移行経費も余分にかかってくるわけですね。ですから、もう1回よくメリット、デメリット、もちろん業者あるわけですので、もう1回検証しながらですね、進めていかれたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。確かにいいところ、悪いところ、それぞれあると思います。ですけど、今までもう10年ぐらい以上、平成8年から進めてきたわけですので、もうそれぞれ職員の方もほとんど慣れて、完全だというふうに思いますので、今さらそこまでする必要があるのかどうか。そして、実際決定する上で、もちろん4、5回の検討会議なされたということですが、職員も相当負担もかかりますし、また住民もですね、やっぱり、そういった納付書の様式とか

全部変わってくる可能性があるわけですので、戸惑わないように何らかのそういった手だても十分必要になってくるというふうに思うわけです。ですから、もう1回最終的にチェックをされて、果たしてそれがいいのかどうか判断をされて、もちろん予算は当初計上されて、通っておりますけれども、もう1回その辺の検証をされる必要がないかなというふうに思います。どうぞ、その辺また検討してみてください。時間がありませんので、一応、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） 次に、5番議員、田原龍太郎議員より1、村の防災政策について、2、学校教育について、の通告が出ております。

田原龍太郎議員の質問を許します。田原龍太郎議員。

田原龍太郎君の一般質問

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので5番議員、田原の通告に従い、一般質問を行います。

東日本大震災から2年近くがたちまして、今年人吉下球磨消防議員にて震災地へ行く機会がありました。2泊3日で半日でしたが、大伊勢海岸にてボランティアも経験させていただきました。また、11月には当村議会、山江議会で震災地へ行き、半年の間に、建物、瓦れき等が排除され、分別処理が実施されていましたが、震災地では多くの行方不明の方や避難生活を余儀なくされている人がまだ多くおられました。人々は立ち止まることなく、また、あと10年は復旧にかかるだろうということで頑張っておられました。

さて、今年の7月11日から14日には県北部において1時間に100ミリ以上の豪雨のため阿蘇地方や熊本市の白川水域で災害が発生しました。また、当村においても万江川水域の淡島地域で河川が氾濫し、県道をオーバーして床上1件、床下3件の被害が発生しました。それで、当村では7月12日、この災害において災害対策本部が設置され、消防団の出動が発動されましたが、今回の対策本部の設置の立ち上げ時の状況と消防団の出動時の経緯についてお尋ねします。また、設置後の防災会議メンバーへの連絡はどうなっていたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 田原議員のご質問に対してお答えいたします。災害対策本部の設置については、災害対策基本法に基づきまして、山江村地域防災計画に定められております災害が発生する恐れ、または発生した場合に村長が必要であると認める

ときは山江村災害対策本部を設置することができます。また、消防団の召集につきましては、山江村消防団員の設置、任免、給与、服務等に関する条例等に基づきまして団長の召集により出動することとなっております。先般の7月12日の豪雨災害におきましては、10時30分ごろに被害調査を行い、万江川の異常増水を感じ、危険な状況であると確認いたしました。11時20分に山江村災害対策本部を設置いたしまして、特に被害が発生する恐れがある地域は、地元の消防団の協力を得たところであります。関係機関の中で、最も連携が必要である消防団、特に団長との連絡体制が不備であったことは深く反省しております。今後におきましては、災害対策設置及び消防団の活動につきましては、適正に対処していきたいと考えております。災害対策本部の動向でございますが、11時20分に1回目の会議を行い、1時間ごとに各情報の収集をしながら皆さんに周知をしていった段階でございます。特に災害対策本部におきましても役場職員はもとより、各機関の方にもいろんな情報等は連絡したことであります。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 総務課長の答弁で、対策本部を設置されて1時間15分後に一応対策本部の会議を行いました。私も立ち会いました。しかし、そのときは対策メンバーの中で課長は何名かおられましたけど、ほかの区長さんとかですね、区長、会長さんとかのメンバーに入っておられます。先に言われた防災計画書の中にメンバー等も書いてありますが、その人たちに対しては、連絡をさっきされたと言いましたけど私の確認したところでは、担当地域の人は実際現場におられましたので聞いておられるということなんですけど、その辺を区長、会長さんとか何かには連絡はやられたんですか。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 担当のメンバーの方にも周知徹底でございますが、特に地域の淡島地区、屋形地区には連絡したものの、そのメンバーの方には連絡はしておりません。今後につきましては、緊急を有しますので、早めの対応をとりながら連絡を取っていきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 確かにですね、地域の人さえということはあるんですけど、やはり村として最終的には、地域全体で援助せんばいかんだろうと思います。また、私消防団長をさせてもらっておりますけど、このときには私も家のほうで待機していました。やはり、役場の中からだったんですけど、連絡があって対策本部が設置され、消防団が出動されていますよということでした。私も慌てて役場のほうに行ったわけなんですけど、やはり言うては悪いんですけど、前回までは、こういうふ

うに災害発生しましたから消防団を出動させていいですかと必ず折り返しで、どこどこ分団をどこに配置しましたと、命じましたということは連絡はありました。今回は、約1時間近く私は全然知りませんでした。今後、このようなことがないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、また2つめですけど、災害発生時の現場調査とか視察に行かれるわけなんですけど、私たち議員もそのとき立ち合いました。そのときにやはり現場職員に対する安全管理というんですかね、調査するときの安全管理についてはどう指示というか教育をされているんですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 服装につきましては、ヘルメット、長靴、手袋を着用するのが基本でございます。それから議員ご指摘の件につきましては、関係職員を初め全職員に安全管理の徹底を周知したところでございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 一応、周知徹底されたということですが、その後の、もうそれから3カ月、4カ月ですか、ちょっと過ぎていますが、例えば調査をするときにはこういうふうなさっき言われたヘルメットして安全対策をして出動するわけなんですけど、そういうマニュアル化する予定はありますか、ありませんか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 住民の安心・安全な生活を守る、こういう緊急的な災害が起きたときの災害本部の立ち上げ、担当課、やはりしっかりしてどのようなメンバーに即連絡し、対応するのか。そして、上司である私に報告するのか、これは当然のこととあります。こういったことでございましたから、厳しく指導を厳重に行ったところとあります。

それから、もう1点の安全管理、今はもう徹底して、田原議員がご指摘いただいたように災害出るときには、以前はですね、災害出るときに傘なんかさして行った担当もいたんですよ。やはり災害のときは雨がっぱ、女子職員であっても雨がっぱ、ヘルメット、手袋、そして長靴、安全靴、こういうのを履いてちゃんと現場に行くようにということは指導しておりますが、今後、総務課、建設課、産業振興課、一番業務をもっていますから、このマニュアル化は即対応するように実施をいたします。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 私もこのマニュアル化というのは、何においても必要だと思います。やはり二次災害を起こさないために、やはり役場の職員、消防団が二次災害を起こしましたということではいけませんので、そちらのほうも、消防団のほう

も考えてやっているわけでございます。どうぞよろしく申し上げます。

さてですね、現在消防団においては、ポンプ、積載車等を初め多くの備品を購入してもらって、各分団に配置されているわけなんですけど、今現在、小型ポンプが製造中止になっていて、各分団とも部品等故障した場合にですね、今2件ぐらいあったんですけど十何万円という高額な修理代がかかっております。なかなか、その部品が入るまで時間がかかるということですので、今現在使っている主力ポンプは平成11年、12年に購入されて、まだ12年から13年しかたっていないんですけど、先ほど言いましたように何しろ製造中止になっているポンプでございますので、なかなか部品が手に入らないということで、先のポンプ操法大会のときも、練習のときにおいてエンジンがかからないという、部品を交換するために1カ月かかると、そういう意見もありました。そのときは幸いにも役場のほうに旧型ポンプがありまして、それと一緒にしたので、それを貸し出してもらっております。そういうことも考えまして小型ポンプの購入はできないか。ほかの町村を調べましたところ人吉、あさぎり、多良木、湯前町、相良村の5市町村は基準年数を15年から20年と決めて購入、実際に使われても購入してもらっておられるそうです。山江を含む他の4町村は、それがありません。お金の関係もありますけど助成金、補助金等を探してもらってポンプだけでも購入できないかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 消防団の皆さんは本当に災害があるときにいち早く駆けつけて、献身的に対応してもらっております。1分団から8分団まであるんですけど、山間部の分団は本当に過疎化、高齢化、減少人口で、もう5、6人しかいない。その中で、もしそこで火災とか災害等があったとき、特に火災の場合にはポンプを持って行って消火しなければいけない。それが、修繕費が膨大にかけると。とても高齢者ばかりの世帯で今後これを維持管理していくということは、大変なことだろうなと思っております。1分団、2分団、3分団と大きい分団等においても、やはり、それぞれ厳しい農林業の状況、高齢化等で応分の負担をいただくということは、大変なことです。消防団の業務の崇高なる住民生活の安心、暮らしのための精神に基づいた活動ですから、やはりこの点は行政においてしっかりと整備をしていく必要があるかなと思っております。

もう1つはポンプ、ポンプが一番です。修繕よりかポンプです。今、ご指摘いただいたようなことも十分いろんな補助金、あるいは過疎債、いろんな対応を考えてですね、この消防団だけは万全の体制でいつ何かあったときでも出動体制を取っていただくというようなことを考えれば、当然ご指摘いただいたようなことは行政として考えていくべきと考えます。ありがたい提案として受けとめます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 今、村長のほうから修理費のほうもどうかしたいということでありました。これも質問する予定でありましたが、修理の場合も1、2万円ならばいいんです、後援会のほうで出すのもいいんですが、やはり部品を替えるとなると十数万円もかかります。後援会費で払う負担はなかなか厳しいと思っておりますので、行政のほうで負担をよろしくお願ひしたいと考えております。ほかの町村においても球磨村と山江村だけが各分団でまだ払っている状況です。ほかの市町村は全員行政で修理をしていただくということですので、どうか予算の計上のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目の質問ですけど、学校教育についての中で、小学校の部活動について、教育長にちょっとお尋ねしたいと思っております。

小学校の部活動においてソフトボールがありますが、それを野球部にできないかということなんですけど、なぜかと言いますと、10年前に学校の週休二日制が始まったときにですね、少年野球部というのを山江村で教育委員会の補助を受けて立ち上げました。だから、もう10年になります。多くの子どもたちが野球をしながら部活でソフトをやるということに頑張っておられます。ちょうどそのときに、10年前に人吉市は小学校がソフトボールから野球部が変わっております。これは、いろいろ保護者の方が一生懸命して、学校のほうも納得してもらったということ聞いておりますが、当山江少年クラブですね、野球クラブは結構郡体会上においても現在優勝したりして活躍しております。卒業された子どもたちも中学校、高校と、その中には女性もおられて中学校に入ったらソフト部に入って、わりと活躍して皆さんがご存じのように全国大会に行ったり、中学校においては野球部においても郡部で活躍をされておられます。この町村の大会においても頑張っておられますが、山江小学校では、保護者からやはり人吉みたいにソフトボールじゃなくて野球部にできないかと。大会等の数とかいろいろありますので、制限はあると思うんですけど。今、少年野球部というのが五木村を除いた全町村にあるわけなんですよ。その人たちが中学校に入っても女性はソフトに活躍されているということですので、野球が一つの基本じゃないかなと私自身は思っておりますので、山江からそういうふうに変更、部活を変更できないかなということですね、学校の関係等もあるかと思ひますが、教育長の考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 田原議員のご質問にお答えをいたしますが、まず、小学校の部活動のあり方といいますかね、これは学校教育活動の一環として行われております。校長の指導のもとにということところが小学校における部活動の意義でもあります。

し、意味合いでもあります。いわゆる学校教育活動の一環として、やっぱり計画的、積極的に指導を行ってもらっております。それが大前提となっているところですが、今、ご指摘のとおり、非常に難しい課題が1つ、2つあるかと思いますが、今、議員ご指摘のとおり、大会の問題ですね。それともう1つは私ども教育委員会の指導ではなくて、学校で計画的に行うという、この2つがあると思います。ただ、今後の課題として、今、議員がご指摘のとおり、例えば、今、児童数の減少もあります。山田小、万江小では、児童数はほとんど変わらなくいくんですが、ほかの町村の学校あたりを見ても非常に子どもの数が減って、部活動をどう運営していくかという課題が出てきています。それと九州各県では熊本県だけが小学校で部活動をしています。ほかの県では、小学校で部活動ありません。じゃ、どういふ運動しているかという、さっき議員言われたように社会体育で行っているんですよね。社会体育で、本当に地域の、例えば、野球であれば野球を今までしておられた方が子どもたちを集めてクラブをつくって、クラブチームでしているとか。あるいは、最近、少し企業さんが入って、そういうスポーツクラブをして、山江の少年野球みたいにボランティアじゃなくて、もう少し経営的なクラブというのがあります。今後は、そういった方向に進んでいくことが可能性としてはあると思います。というのが、先ほど言いましたように、もうある町村では、その学校だけではソフトボールはできないと、もう人数は9人。例えば、今、郡内のソフトボール大会でいいますと6年生大会、5年生以下大会です。だから6年生に9名以上いなければ大会そのものも出場できないわけですね。だから、そういった課題も出てきていますので、今後、そういうような可能性が含まれていると思います。それと、もう1つは大会の問題です。今、郡では、ソフトボール大会が行われていますが、野球は人吉市だけです。人吉市の小学校体育連盟の野球大会が年に2回あって、これも6年生の部と5年生以下の部で大会が行われています。もちろん、山田小学校に野球部ができた場合、人吉市の小体連にお願いをして大会参加ということはあるかもしれませんが、これはまたお願いをしなければならない問題だと思います。そういったことも含めていろんな課題がありますので、その課題克服のために学校と協議をしながら検討していく必要があるかなという具合には思っております。ただ、即即、例えば、もう次年度からとかいうのは、少し早急し過ぎていろいろな課題がまた多く出てくるのかなと思いますので、十分に検討させていただいて、学校とも相談して、また保護者との、やっぱり子どものニーズとも合わせながらですね、このことは対応していく必要があるのかなという具合に思っております。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 教育長の今の説明、大体、私が聞いていたとおりだと思います。さっき言われたように、もし山江でもできるとするなら人吉市の連盟に入るとか、例えば、この町村がですね、まだまだ、たぶん今、野球のほうは教育委員会のほうからバックアップをもらっているのは、たぶんや山江だけと思うんです。あとは個人で友達を集めてやられて、会費をもらってやっておられるところがほとんどなんですけど、山江も最初は1,000円だったですかね、から、始めて今は何か3,000円ぐらいになっているみたいなんですけど。やはり、教育委員会の応援があるんですね、こういうふうに戻っていますので、いろいろ大分助かっていると思います。今後、いろんな課題があって、たしかに社会体育のほうで、やはりやっていかなければならないようになってくるんだらうと思いますけど、どうにかできるならば、山江からそういうのもやってほしいなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。これをもちまして、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時52分

第 3 号

1 2 月 1 4 日 (金)

平成24年第8回山江村議会12月定例会（第3号）

平成24年12月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 同意第 3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めること
について
- 日程第 2 議案第52号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めること
について
- 日程第 3 議案第53号 山江村ふるさと環境美化条例の制定について
- 日程第 4 議案第54号 山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につ
いて
- 日程第 5 議案第55号 山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例の制
定について
- 日程第 6 議案第56号 川辺川総合土地改良事業組合の解散について
- 日程第 7 議案第57号 川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分につ
いて
- 日程第 8 議案第58号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議案第59号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第2号）
- 日程第10 議案第60号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第
4号）
- 日程第11 議案第61号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
（第3号）
- 日程第12 議案第62号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第
2号）
- 日程第13 議案第63号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予
算（第2号）
- 日程第14 陳情第 4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増
員を求める陳情書
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 閉会中の継続審査の申出書（議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	西	孝恒	君	2番	谷	口	予志之	君	
3番	中	竹	耕一郎	君	4番	岩	山	正義	君
5番	田	原	龍太郎	君	6番	秋	丸	安弘	君
7番	原	先	利且	君	8番	松	本	佳久	君
9番	山	本	義隆	君	10番	欠	員		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北田愛介君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	横谷	巡	君	教育長	大平	和明	君
総務課長	高田	良介	君	税務課長	蕨野	昭憲	君
産業振興課長	豊永	知満	君	健康福祉課長	山口	美敏	君
建設課長	白川	俊博	君	教育課長	中山	久男	君
会計管理者	福山	浩	君	農業委員会 事務局長	木下	久人	君
総務課 企画政策係長	今村	禎志	君				

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。
議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いします。また、会議規則第54条同一議題の質疑の回数3回の規則と同規則第55条発言時間の制限60分の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、54条の質疑の回数については、議長の許可を受けた場合は3回以上できるとなっておりますので、あらかじめこれを許可したいと思います。

-----○-----

日程第1 同意第3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） 日程第1、同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とします。本案は人事案件でありますので、本人の除席を求めます。

[蕨野昭憲君退場]

○議長（松本佳久君） それでは、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第1、同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについては同意することに決定しました。除席者の入場を許可します。

[蕨野昭憲君入場]

-----○-----

日程第2 議案第52号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、議案第52号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案のとおり、人権擁護委員の推薦については適任者としてのご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、議案第52号山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについては、候補者の推薦は適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第53号 山江村ふるさと環境美化条例の制定について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第3、議案第53号、山江村ふるさと環境美化条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、議案第53号、山江村ふるさと環境美化条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第54号 山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第4、議案第54号、山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第4、議案第54号、山江村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第55号 山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例の制定 について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第5、議案第55号山江村青年・婦人会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。では、議案第55号につきまして、1点だけ質疑をさせていただきたいと思えます。

これは、この条例そのものに本位で変わるわけではありませんが、第9条、第8条それぞれあるんですが、例えば第9条の第2項に「委員会が必要と認めた場合においては、前項の使用料の一部、または全部を免除することができる」というような文言になっているわけですね。これは、今までの条例の中でですね、あちこち統一されたものはないんですけども、それぞれ条例をつくられた時点で変わっているわけですが、基本的にはですね、こういう使用料の納付とか一部免除とか、これは教育委員会の業務でなくて、村長でなければならないはずと私は思います。ですから、これは、また検討されて、ほかの条例見てみましても、委員会がする場合とか村長がする場合とかまちまちになっているようでありますので、これは、別に条例がどうこうというわけじゃありませんけども、この辺をちょっと1回再確認したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） おはようございます。ただいまの件につきまして、お答えさせていただきます。よく検討させていただきたいと思えます。それと蛇足でございますけれども、竣工が間もなくとなりますので、この条文に関しましてですけど減免措置、村長、また教育委員会がするかということで検討なるんですけど、今年度、平成24年度につきまして3月まではですね、減免の措置をさせていただきた

いということもありまして、一応付け加えさせていただきますことを申し添えたい
と思います。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第55号、山江村青年・婦人
会館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに
決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第56号 川辺川総合土地改良事業組合の解散について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第6、議案第56号、川辺川総合土地改良事業
組合の解散についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第56号、川辺川総合土地改
良事業組合の解散については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第57号 川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分につ いて

○議長（松本佳久君） それでは、日程第7、議案第57号、川辺川総合土地改良事業
組合の解散に伴う財産処分についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませ
んか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） では、議案第57号について質疑をいたします。財産の処分

が決定しましたあとは、どのような利用をするような方向になるのか、一応、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） この川辺川総合土地改良事業組合の財産、土地が村有地で3,266平米あります。3,266平方メートル、これは山江村に所属する土地です。今回は建物、車庫等を村の方に無償譲渡したいと。そして、その一部を土地改良、今後、新たに今後の事業推進のための事業組合の一部を貸してほしいということですが、ご承知のように9区には旧ごみ処理場跡地の公民館等が立派なものがありますし、あの川辺川総合土地改良事業組合事務所を今後どのように使っていくかということにつきましてはですね、やはり議会の皆様方ともよく協議をしながら進めなければなりませんけれども、今、考えていますのは、万江地区の今度できましたコミュニティセンター、万江地区コミュニティセンターと山田の箕原地区、あそこは非常に混住地で人口も多いところですから、そういった山田地区のコミュニティセンター等にして多く子どもからお年寄りまで使われるような公共施設にしたらいかなというのを、まだ案でございますけれども、このことにつきましては、皆様方のご意見等も十分お聞きしながら決定させていただきたいと思えます。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第57号、川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第58号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第58号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。6番、秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） おはようございます。議案第58号平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）について質問いたします。ページ数は12ページですけれども、農業委員会費として職員手当ですけれども、その中で管理職手当が16万2,000円と計上されていますが、この10月1日付で人事異動があつて、課長職が局長として農業委員会に来られたわけですが、それから、今回補正で組まれていますけれども、この16万2,000円という金は10月と11月の2カ月分の支払いが済んでいると思いますけれども、その出どころと、それと管理職手当に関する規則として公布されて、先月までは、昨日までも公布されていません。公布されていないのに金を出すのは、ちょっとおかしいのではないかと思うんですが、いつ公布されたのか、これには村長部局と総務課長、課長職、あとは議会事務局長、それと教育委員会事務局だけしか公布されていませんけど、農業委員会事務局長としては公布されていません。それで、今、2カ月分、また今月補正も組まれていますけれども公布もされていないのに補正が上がっていますけれども、どういう趣旨で、出どころと、それをはっきりお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 今回の異動によります職員手当の分でございますが、特に職員手当の分につきましては、ご承知のように扶養手当から期末手当もろもろ含めましたところの手当でございますが、10月1日の異動によりまして、管理職手当2万7,000円の6カ月分、16万2,000円を計上しているような状況でございますが、特に今ご指摘の各分野に対する管理職手当の分につきましては、村長部局、それから議会事務局、農業委員会の管理職手当でございますが、今後は精査して、また2カ月分につきましては、今後の問題として考えていきたいと思つています。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○6番（秋丸安弘君） 今後の問題、公布もしていないんでしょ。しているんですかしていないんですか。

○総務課長（高田良介君） 一応、10月、11月については支給しておりますので。

○6番（秋丸安弘君） 公布はしていますか、そこに。掲示板に。

○議長（松本佳久君） 規則の改正ということですか。

○総務課長（高田良介君） 規則の改正についてはやっております。

○6番（秋丸安弘君） やっていないんでしょ。それ、やっていないのにどこから金が出てくるんですか、これは。2カ月分、また、今月分。これ、完全な課長のミスではないですか、これは。総務課長としての。これは、ちゃんと告示せんといけんんでしょ、これは。

○総務課長（高田良介君） はい。

○6番（秋丸安弘君） していないでしょ。

○総務課長（高田良介君） はい。今の議員ご指摘の件につきまして、規則でさかのぼってやらせたいと思います。

○議長（松本佳久君） 秋丸議員。

○6番（秋丸安弘君） それは、直ちにやるのか、はっきりしてください。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 今回の人事異動は、主幹級農業委員会事務局長が頸椎で長期にまだリハビリ中でございますけれども非常に緊急的なことございましたし、そのあと後任として農業委員会は局として課を昇格させておりますから、農地法とかいろんな農業振興面において、ある程度の職経験がないとここはちょっと対応できないということから緊急的にいたしました。当然、人事異動に関する予算、そしてあらゆる事業を行うときには必ず予算を計上し、そして確保し、支給するというのが原則でございます。秋丸議員がご指摘のとおり、今回は公布、そういった点が担当課としてですね、適正に行われなかったということは、今の課長の答弁でも承知しましたから、すぐ対策をし、公布をいたしますので、今後このようなことのないように指導徹底してまいりますので、どうぞ、この件についてはご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本佳久君） 秋丸議員。

○6番（秋丸安弘君） 今後、こういうことがないように十分気をつけて頑張っていたきたいと思います。私たちも農業委員としては、課長クラス、局長クラスに来てもらって大変ありがたく思っているところでございますので、なるだけ、あとの不備がないようによろしく申し上げます。

終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第58号につきまして、1点だけ質疑をさせていただきます。13ページにあります農林水産業費の林業振興費の中にあります特用林産物施設化推進事業補助金の話なんですけど、これは歳入が半分見てありますね、補助金がですね。これはどういったものに補助をされて、聞くところによりますとワサビというふう聞いておりますが、どれぐらいの栽培を計画されているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。どういったものかといいますと、これはワサビでございます。これは新設の事業ということで、ワサビ5アール、面積として5アールでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 1件分ですか、何件もあるわけですか。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。この県の補助事業ということで3件以上ということになっておりますので、3件以上ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 3件以上というのは、共同体ですか、個人で3件以上を対象にしているということですか。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） 個人3件ということではしております。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） このワサビでは、7月の集中豪雨による災害、災害復旧関連の一部でございまして、いろいろ決まりごとがありまして、災害復旧の場合にはこのような形でないと県も補助助成ができないということから県の補助合わせて山江村も県と同等の補助を出してワサビの振興をすると、一つ大きな目的がワサビの特産の復元をする、災害から立ち直ってほしいという、込めての今回の特産でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 災害復旧ということではありますが、積極的な支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第58号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 議案第 59 号 平成 24 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第 2 号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 9、議案第 59 号、平成 24 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 59 号、平成 24 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 10 議案第 60 号 平成 24 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 4 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、議案第 60 号、平成 24 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 4 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 10、議案第 60 号、平成 24 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 11 議案第 61 号 平成 24 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算

(第3号)

○議長(松本佳久君) 次に、日程第11、議案第61号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎君。

○3番(中竹耕一郎君) 議案第61号につきまして、質疑をいたします。最後のページの6ページにですね、管路工事の600万円計上されております。このことについて質疑をしたいと思います。資料の中に確約書が付けてあります。資料として添付されておりますが、この確約書では何も判断できないわけですね。いつ頃になったら確約したとおりにできるのか、時期がいつ頃なのか、まずお尋ねしたいと思います。もし、その確約されたことが実効できなかった場合はどのような対処処理のことを考えておられるか、そこをまずお尋ねしたいと思います。それから、もうひとつはですね、併せて資料の中に区長からの要望書が出ておりますね。これは、12月1日付で要望書は出ておりますが、この議会の告示がですね、定例会の告示は12月4日に行われております。なぜ、それ以前に要望書等も取り付けた要望の準備がなかったのかですね、定例会の告示は12月4日であって、区長からの要望書は12月10日、もう、つい先日であるわけですが、この辺もどうも私はしっくりしないということです。それから、もう1点ですけども、今回水道工事が入っていませんよね。私は公共工事というか、公営のやはり公共公営事業でありますので、水道も下水道もですね。だから、下水だけやって水道はやらないというのもどうもおかしいなど。水道はもちろん個人でされたということですが、個人がされたのを村が管理をして後々やっていく、これもどうも公営事業としては、整合性はないというような気がいたします。以上、その3点について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長(松本佳久君) 白川建設課長。

○建設課長(白川俊博君) それでは、中竹議員の質問につきまして、お答えをいたします。

確約書のことをございますけれども、確約書につきましては、確約書を出してもらう証拠にはなるということで、強制力はないということで、しかしながら契約上、重要な証拠となるということで私たちは確約書を提出してもらいまして、重要な証拠ということで、今回工事の計画を始めたところをございます。

それから、その確約書についての実効ができるかということをございますけれども、まず、本人さん、実際、2軒目に建てる方ということですけども、現在のところ、独身であるということで所帯を持たれて転入をしたいという確約書ですから、その確約書を私たちは信用しまして計画をしたということで、実際の話、いつ

建てるか、そこまではちょっと確認をしていないんですけれども、その確約書を見まして判断をして、計画をしたということでございます。それから、水道工事につきましてですけれども、議員が言われたように今回水道工事は計上しておりません。現在、建築中の家につきましては、個人で、私どものほうに加入申し込みをされて、個人で埋設をされて、現在今使われているところでございます。今後、転入される方につきましても同じような配管経路、もしくは、今、建築中のところから分岐されるように話が来るかと思っておりますけれども、そのところは話をしながら、それから水量、水圧を検討しながら、その場で指導、そういう話をしながら指導していきたいと思っております。

それから、最後に村のほうで、水道、個人でされた水道施設を管理するかということでございますけれども、確かに条例で、山江村の条例できますと給水装置の新設、改造、修繕は個人の負担によるとうたっております。但し書きで、村長が必要と認めたときには、その費用を負担することができるという但し書きもありますし、実際、今回、今、新築中の建てられている方の水道の給水装置、排水管から給水までの区間は実際公道でございます。公道につきましては、もちろん村が管理している道路ということで、そこで事故等があっても個人さんの処理、そういう修繕等は難しいだろう、そういうところもあるということで公道に埋設している部分につきましては、村の方で管理をしていくというところで、現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。区長要望書の日時についても質疑がありました。

○建設課長（白川俊博君） 失礼しました。区長要望書につきましては、実際、私どもが12月10日の日付で実際区長の方から要望書ということで提出をいただいているところでございますけれども、前日に区長様のほうに話をしに行きまして、こういう計画、排水設備の計画があるというところで話をしましたところ、地域の方、それから区長はじめ、区長代理さんもおられましたわけですけれども、地域の環境面に弊害を与えるよりも下水道につながり込みしてもらった方がいいということで、区長さんの方から要望書ということでいただいたことでございます。その日にちにつきましても前日区長さんの方に話をしに行きまして、10日の日に要望書ということで提出をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 建設課長にお尋ねしますが、周辺にですね、また新しい転入

者が予測されると、あくまでも推測の域を出ませんけれども、転入されると。その場合、水道の利用が申し込みあった場合は、今、引かれている水道を利用されますか、それとも新しくまた新規に引くことになりますか。どうですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問についてお答えいたします。

まず、その場所に新築、転入の話があった場合、今、配管している口径、それから水量、水圧を検討しまして、それでまかなえるのであれば、その水道の設備から分岐すると。新たにその口径が小さくて水圧がないということであれば、新たに水道管の布設をしてもらうということで、また、数戸できるようであれば、おのずと水量、水圧が足らなくなるということで、さらに大きな配水管の布設ということになるかと思えます。

以上でございます。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） では、討論を、私は反対の立場で討論したいと思います。今までの説明を聞いておまして、どうも今までできてきたルールをですね、2戸以上、新設申請がないとなかなか公営でやることができないというようなルールでやってこられた経緯があるんです。そういう中であって、確約書は取られておりますが、この確約書についてもいつになるかわからないと時期が不明というような、そして、また法的な拘束力もないと。確約書があるから大丈夫というような信用ということですが、もちろん信用はしたいというふうに思いますが、信用だけでは、やっぱり進められないと思います。もし、できなかった場合は、どういうふうに今度は村として対処していくのかですね、そういうことも考えますと、この確約書そのものは、そんなに実効性のあるものではないというふうに私は思います。それから、区長さんからの要望、これは、どこでも当然あることであってですね、それは、どこの地区に行きましてもお願いしますという要望はどこでも出てくると思います。これは、当然のことでありまして、この排水をするための必要条件ではないというふうに思います。それから、やっぱりですね、このルールさえ守られて行けば、きちんとしたルールさえ守られて行けば、経費が幾らかかろうと下水と排水同時に工事をやって、公営企業としてきちっとやっていくというのが、やっぱり村の責任だと思います。ですから、私は投資する以上は、きちんとしたことを確約した

上で、先が見える状態で投資していくのが、当然、村の行政のあり方だというふうに思います。そういうことで、いろんな状況を総合的に勘案しまして、あそこは農振地域も相当広いし、今、新しく転入されるにしても、そんなに簡単に転入できるような場所じゃないというふうに思います。農振を徐々に外していかなければなりませんし、そういうことも考えますともうちょっと待っていただいてもいいんじゃないかなというので、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに討論はありませんか。7番、原先利且議員。

○7番（原先利且君） おはようございます。私は賛成の立場で討論をいたします。

確約書もあり、そして、また区長さんの区の要望もあります。そして、その集落排水区域内でありますので、この確約書にありますけども、いつできるかどうかもわからないような状態ではあります、やはり集落排水区域内であれば、当然つくっておくべきだと私は思います。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに討論はありませんか。賛成、反対あると思いますが、交互にやりたいと思いますが、反対、賛成が出ましたので、反対討論はありませんか。6番、秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） それでは、私は反対のほうで答弁したいと思います。

一応、集落排水施設ですけれども、やはり、5条にうたっております。それに準じて、補助事業なれば、もう問題はないと思いますけども、これを遵守していただきたいと思いますので、一応、5条を尊重していただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに賛成討論はありませんか。4番、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 4番、岩山です。賛成討論をいたします。

箕原地区は農業集落排水事業の区域内でありますので、実は近くまで配管が、集落排水の配管が来ております。事業当時住宅がなかった、その近辺になかったということで、配管がないところに今回の住宅新築のため下水道使用の申請があったということで、これは6月議会に管路工事の提案が出ましたが、その時点では、1軒のみの申請であり、合併浄化槽での対応もできるんじゃないかななどの意見によりまして、修正動議の上、修正動議が提出されて、可決し、工事費600万円だったですかね、その時、予備費の方に繰り込んであります。その後、2戸目で将来家屋を新築し、下水道管につなぎ込みを希望しますとの先ほど話がありましたとおり、確約書が出てきているということでございます。また、地区からは、要望として合併処理浄化槽から水路側溝への排水は違和感があるので、管路工事の要望があ

ると聞いております。当地区は、ご存じのとおり、旧ごみ処理場近くで解体工事もここは終わり、公園整備が現在行われているところでございます。また、国道445号線も通っており、今後、住宅が増え、人口も増加することが予想されることから環境衛生面からも下水道の管路延長が必要な地域だと私は思っております。私は賛成いたします。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに討論はありませんか。2番、谷口予志之君。

○2番（谷口予志之君） おはようございます。2番、谷口でございますけれども、今回補正予算計上された分につきましては、先ほども話がありましたとおり、6月の定例議会において修正案の動議が出されてされた部分であります。私は、その修正案には一応反対をした一人でもあります。前回は、先ほど岩山議員の方から言われましたとおり、1軒というようなことでありました。しかし、今回は確約書というようなことで、いつになるかわからないということでございますけれども、一応、出ていると。そういう確約書も取られていると。また、人口が減っているという中で、山江村でも住宅等をつくって、今回も10棟の住宅分の建設が始まっております。そのような中で他の市町村から山江村に家を建てて住みたいという方がおられるというようなことでございますので、また、その地区につきましては、先ほど岩山議員言われましたとおり、旧ごみ処理場跡に公園化もできていると、そういう今から先、望まれるような地区だと思いますので、そういう集落排水とかそういうインフラ整備は必要だと思いますので私は賛成します。

終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに討論ありませんか。5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 私は反対のほうで答弁させていただきます。

先ほどから中竹議員、秋丸議員が言われた一部に入りますけど、私も要望書についてちょっと疑問持っているわけなんですけど、これ、区長さんが一応代表で出されております。期日も8月去年6月、7月といろいろ出ていますけど、4日あとに出たということで、それと区長名で書いてあります。普通、今まで要望書の中で水道とか要望があった場合に連名で、この場合なんかもですね、副区長とか班長さんとか迷惑になるならその周辺の人々の連盟も必要ではないかなと私は思っております。それと、強いて言うならば、もしやるとするならばですね、水道もついでに入れるのがルールじゃないかと思えます。やはり、幾ら親戚であっても一件がしたやつをですね、あとでいろんなトラブルが出てくると思えますし、今回は、前回は反対しましたけど、今回も反対の意見で述べさせていただきます。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに討論はありませんか。1番、西議員。

○1番（西 孝恒君） 1番議員、西です。私、賛成の立場で意見を述べます。

先ほど原先議員、岩山議員、谷口議員からこれまでの一定の条件を踏まえたところで賛成意見がありました。私も今回の集落排水施設の管路工事を予定されている9区箕原地区、ここは人吉球磨のクリーンセンターとか焼却場があった場所でありまして、これまでその地区は、本当にダイオキシンとかいろいろと公害関係で悩まされてこられていたと思います。我慢されてきたと思います。今、ようやくそのところはですね、整備が始まっておりまして、これからこの地区は発展、活性化が期待される場所かと思えます。そういったところで、ここは集落排水施設で合併浄化槽で排水に流すよりも、やはり地域の方が安心される集落排水施設の管路工事できちんとやられることがより良いかと思えます。できましたら水道工事の方もそれと一緒にして、本管からの工事をされた方がとは思いますが、一応、そういうところで賛成意見です。

終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに討論はありませんか。9番、山本議員。

○9番（山本義隆君） おはようございます。私は中竹議員、秋丸議員、田原議員のように私は反対をいたします。なぜかと言いますと、先ほどから話を聞いていますと水道と下水道ですね、分分にやるような仕事はしてもおかしいのではないかと考えておるところでございます。しかし、下水も水路もですね、一緒に引いてやるなら話はわかりますけれども分分にやるということはおかしいんじゃないかと私は思っています。以上です。

○議長（松本佳久君） これで、討論を終わりたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） それでは、採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議がありますので、起立によって採決をします。議案第61号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松本佳久君） 着席ください。次に、本案を原案のとおり決定することに反対の方は起立を願います。

〔反対者起立〕

○議長（松本佳久君） 着席ください。可否同数ですので、議長により採決いたします。

そもそも山江村農業集落排水事業は、地方自治法第244条第1項の規定により、住民の福祉を増進する目的を持って建設された公の施設です。その目的は、山江村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に書いてあるとおり、農業集落の生産、生活環境の向上を図るためであり、山江村では平成3年味園地区より事業が開始され、順次、秋丸地区、寺の下地区、山江東部地区と完成し、平成17年の万江地区事業完成をもって、山江村におけるすべての農業集落排水事業が終了したところです。この間、14年の歳月と45億円という巨額の建設費用をかけております。平成23年度末の区域内所帯における普及率は75%であり、今後は区域内普及率100%を目指して、執行部も議会も努力しなければならないところです。今回の予算に計上されている農業集落排水施設の本管及び公共マスまでの工事予定箇所は、箕原地区内であり、農業集落排水事業の条例の別表第1のとおり、山江東部地区内に位置しています。この件に関しては、本年6月定例議会に同様の提案がなされましたが、当該箇所の工事費用を全額予備費に回す修正案が議会の賛成多数により可決されたところです。今回の予算案は、そのときに議会側が指摘した事項を一定程度はクリアしていると思われまます。すなわち、現在、建設中の1戸に加え、隣接地には別の方からもう1戸の住宅建設確約書及び農業集落排水へのつなぎ込み希望が保証人を付けて届いています。個人情報保護のため氏名までは申しませんが、本年8月1日付けで山江村長あてに確かに確約書が届いています。また、本年12月10日付けで山江村第9区、区長様から山江村長にあてて農業集落排水事業による管路布設の要望書も届いております。地域住民の願いを区長さんが代表して要望されたものと考えられます。本管から公共マスまでの工事費は山江村農業集落排水処理施設の設置及び管理条例規則第5条の2号、すなわち当該年度の合併浄化槽の補助金の範囲内によるとの規定にも合致しており、残りの工事費は、住宅建設者負担となっております。一方、山江村にとっての利益を考えますと、第一に人口が増加します。村営住宅を建ててまで人口増大を目指している山江村としては、個人で住宅を建てて定住してくださることは大歓迎とすべきではないでしょうか。村税としての住民税や固定資産税の増収も期待できます。最初に引用しました地方自治法第244条に規定してある公の施設の設置及び利用は、憲法第14条の平等の原則からきています。憲法第14条には、すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないとあります。今回の補正予算案の財源600万円は本年6月定例議会において可決した平成24年度山江村一般会計補正予算

(第1号)において一般会計から農業集落排水特別会計へ300万円の繰出金を議会としても認めており、それと集落排水特別会計の繰越金300万円を充てて600万円としてあります。

以上、財源のことも含め複数の住宅建設希望者による要望、地域を代表される区長さんの要望、山江村の今後の発展方策等を総合的に考えて、議長としては、本案を可決することといたします。私たちは、財政の許す限り、個人の願いを聞いて、それを実現させるべく努力すべきであり、ましてや公の施設の利用であるならば、公平、平等の原則を踏まえ、できるだけ個人の願いを聞いて実現させる工夫が必要です。今後、執行部におかれましては、将来の山江村の発展のためになお一層の努力をされることを心より願っています。山江村議会も執行部とは是非非の立場でさらなる山江村の発展方策を追求したいと思います。

以上です。

-----○-----

日程第12 議案第62号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)

○議長(松本佳久君) 次に、日程第12、議案第62号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松本佳久君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松本佳久君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松本佳久君) 異議なしと認め、日程第12、議案第62号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第63号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)

○議長(松本佳久君) 次に、日程第13、議案第63号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第13、議案第63号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第14、陳情第4号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書については、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第119条の規定により、議案のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり、議員を派遣する

ことに決定しました。

-----○-----

日程第16 閉会中の継続審査申出書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、閉会中の継続審査申出書が議会運営委員会より提出されております。この閉会中の審査申し出書は次期議会運営に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。よって、この申し出書のとおり、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申し出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

ここで、お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。執行部におかれましては、議会の意見も十分に受け入れられて執行されることをお願いいたします。

お諮りします。これで、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、平成24年第8回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員